

令和6年度 中小企業組合運営事業

組合税務 1

大阪府中小企業団体中央会

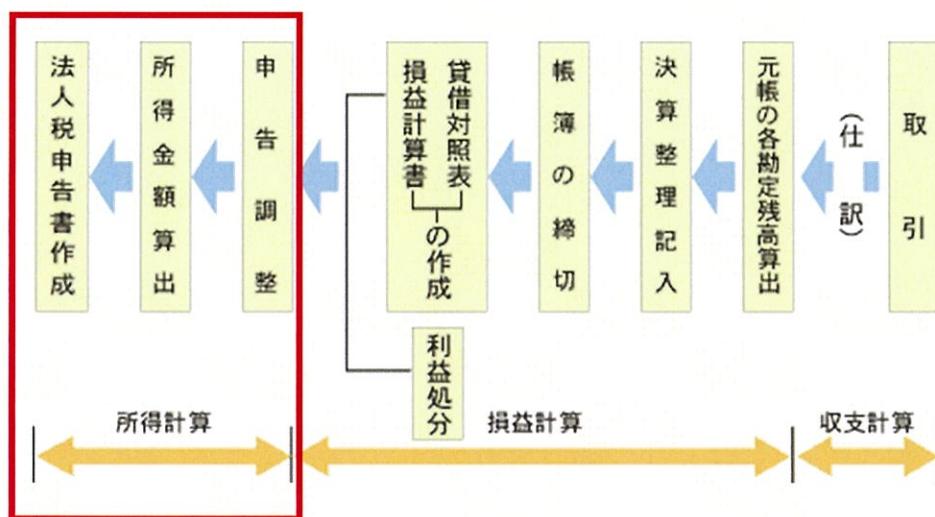
項番	内 容	ページ
1	【組合特有の税務】 税率の軽減・印紙税・加入金の益金不算入	3
2	【組合特有の税務】 事業利用分量配当の損金算入	10
3	【組合特有の税務】 事業利用分量配当の計算	11
4	【組合特有の税務】 事業利用分量配当金に関する消費税・申告書作成例	12
5	【インボイス制度】 賦課金の仮受制度経理	17
6	【インボイス制度】 消費税の概要	18
7	【インボイス制度】 改正のスケジュール・区分記載請求書等保存方式の実務	21
8	【インボイス制度】 売上税額の簡便計算・仕入税額の簡便計算	24
9	【インボイス制度】 適格請求書発行事業者登録制度	30
10	【インボイス制度】 組合が今後検討すべき課題	37

1. 税率の軽減・印紙税・加入金の益金不算入

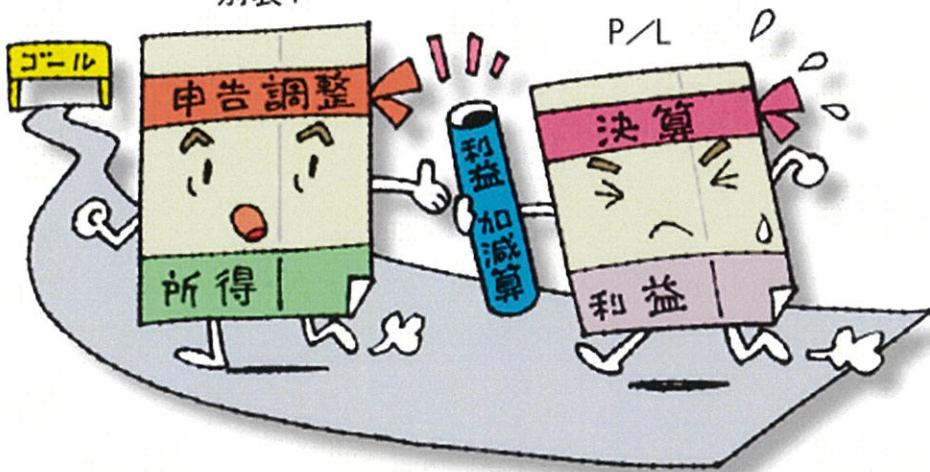
1 損益計算と所得計算 企業会計と法人税法の違い

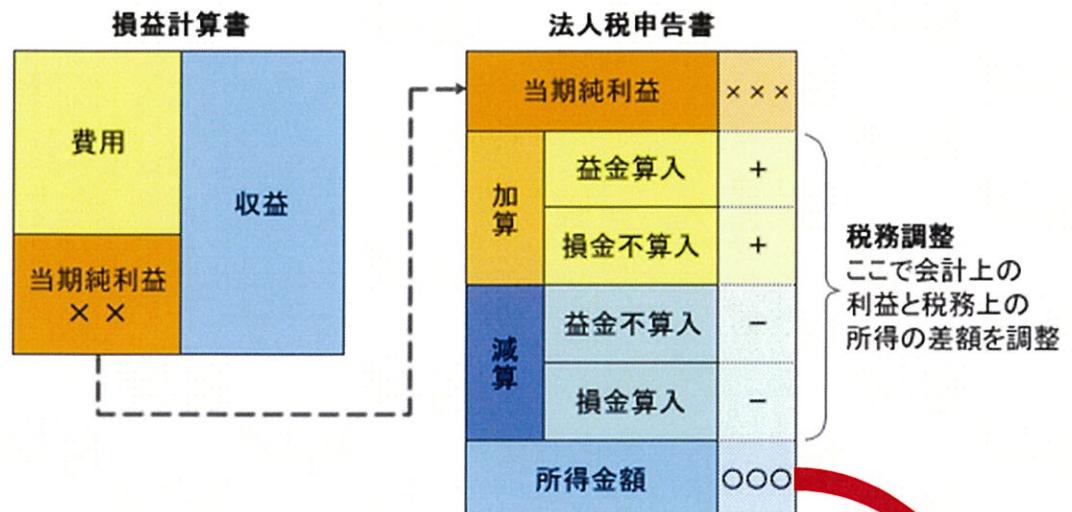
税務申告は、決算上の公表利益に基づいて所得計算を行い、申告納税額を算出する一連の手続きです。損益計算書に書かれている組合の利益(決算利益)は、簿記の手順に従って、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準によって算定されます。この損益計算書で示される組合の利益は総会の承認を受けなければ確定しません。

税法上に所得金額は、ここで算定された決算利益をもとに、課税の公平を図るため、法人税法の「別段の定め」に従って、修正して計算します。つまり、「別段の定め」にある益金算入、益金不算入、損金算入、損金不算入の部分をプラス(加算)したりマイナス(減算)したりして、組合の利益と所得金額(課税所得)を調整します。

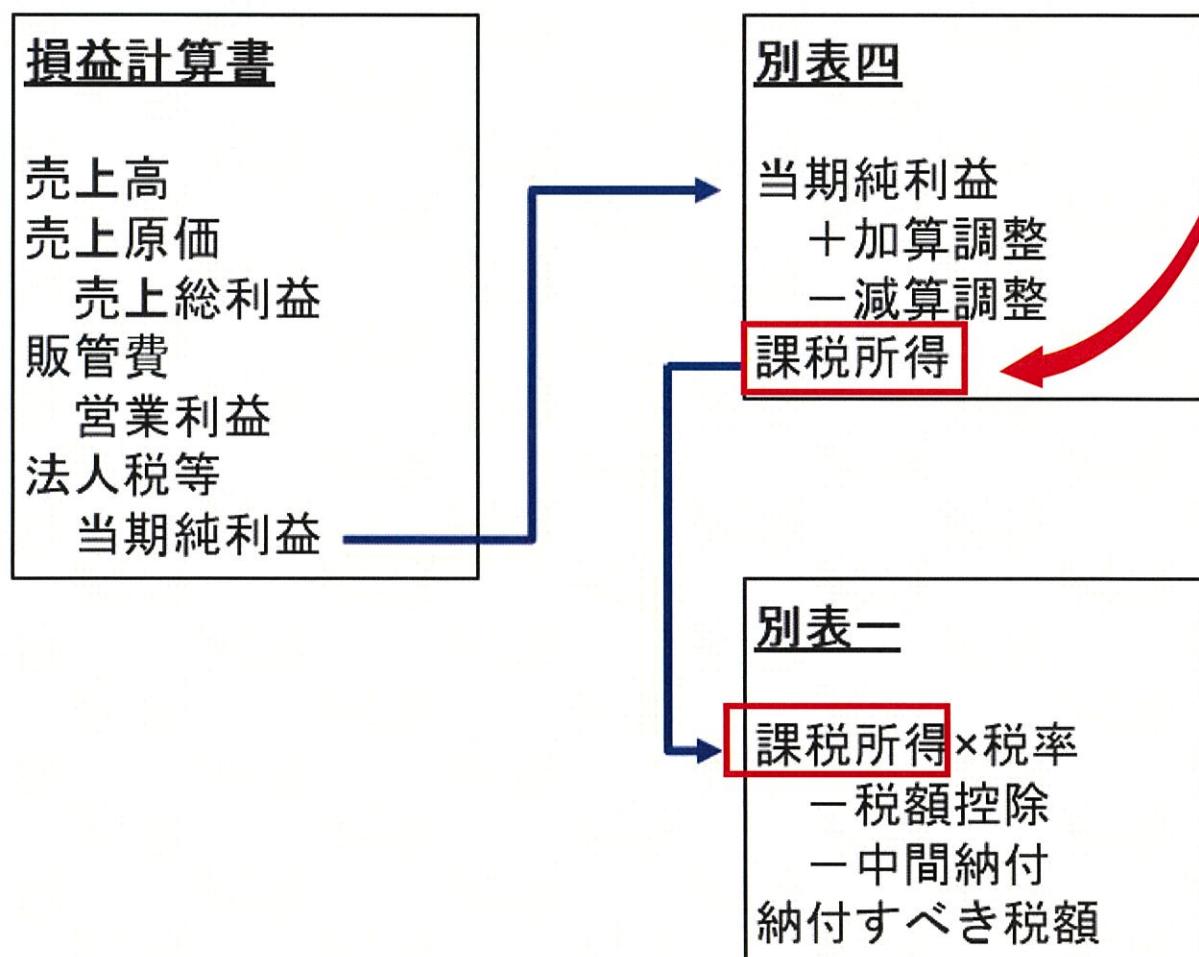


別表4





決算書と申告書の関係



- 別表四：会計上の利益から税金の所得に調整する書類
- 別表一(二)：納税額の計算をする書類

2 組合税制の概要

中小企業等協同組合、商工組合、協業組合、商店街振興組合等は、会社に対する場合と異なり、税制上の優遇措置がとられています。

しかし、これらの組合でもその種類、内容の相違によって課税上の取扱いが異なっていますので注意が必要です。

法人税法上の取り扱いを大別すると、次のような3つのグループに分けることができます。

○事業協同組合等

出資制をとり、いわゆる経済事業を実施することのできる組合です。法人税法では「協同組合等」として扱われ、法人税率その他各種の特典が与えられています。

○非出資組合

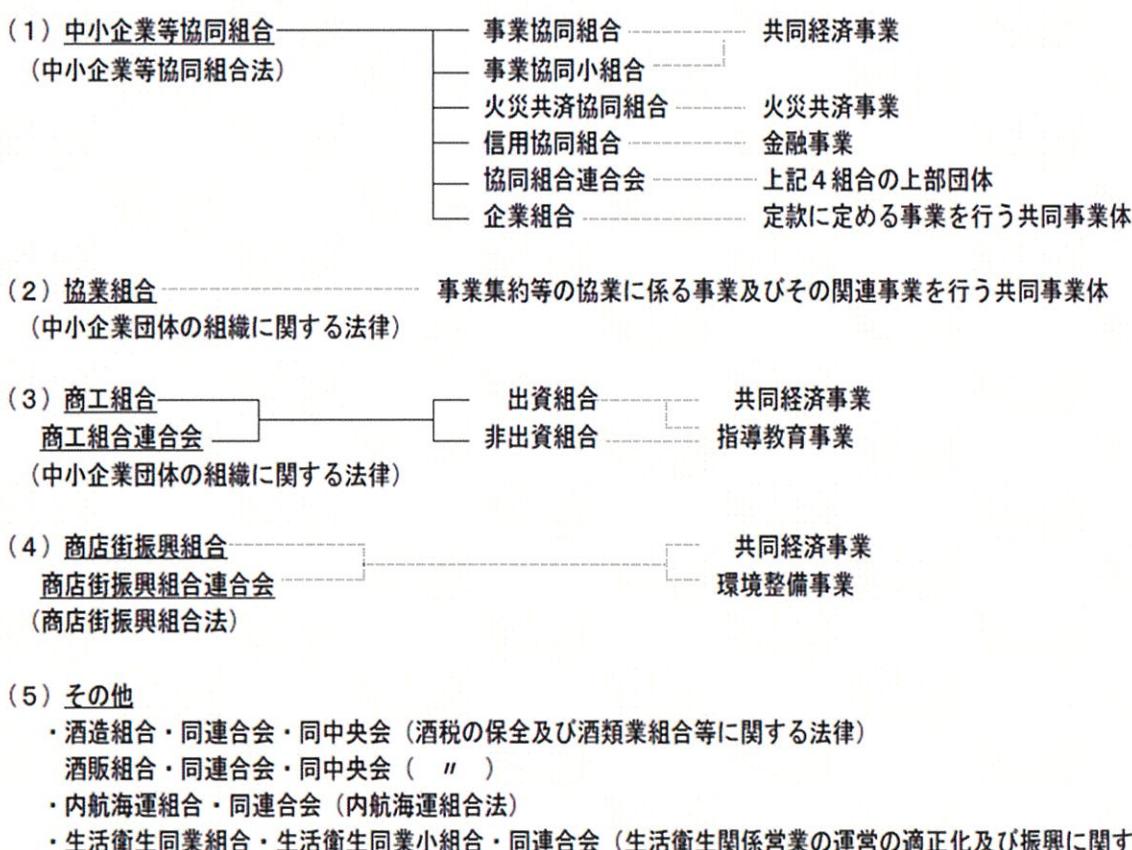
このグループに属する組合は、非出資制をとる商工組合、商工組合連合会、生活衛生同業組合及び生活衛生同業組合連合会です。

これらの組合は、経済事業を行わず、その事業が業界全体の改善発達を図ることを主な目的とするなど公益性があるところから、法人税法では「公益法人等」として扱われ、法人税をはじめ地方税の多くが非課税となっています。

○企業組合及び協業組合

企業組合及び協業組合は、その組織・事業形態等に会社と類似する面があるなどの理由から、法人税法では「普通法人」として扱われ、例外はあるものの概ね会社と同様に課税されます。

【資料】中小企業組合の種類



事業協同組合等の特別措置等を整理すると、次のようになります。

3.事業協同組合等

〔法人税〕

1.税率の軽減(法人 66 条、法人令 8 条)

2.加入金の益金不算入(法人 22 条、2 条)

3.事業利用分量配当の損金算入(法人 60 条の 2)

4.賦課金の仮受金経理(基通(法)14-2-9)

5.火災共済協同組合、出資生活衛生同業組合及びこれらの連合会の異常危険準備金の損金算入(租特 57 条の 5)

6.生命傷害共済事業に係る責任準備金及び支払準備金の損金算入(個別通達(法)昭 51.4.13 直法 2-11)

7.中間申告書の提出不要(法人 71 条)

8.中小企業等の貸倒引当金の特例(租特 57 条の 10.租特令 33 条の 9)

協同組合等については以下のとおり、普通法人等とは異なる税制上の取扱いが講じられています。

(注)協同組合等:農業協同組合(中央会を除く)、中小企業等協同組合、消費生活協同組合、信用金庫など(法人税法別表に列挙)

1. 軽減税率	税率19%(法人税法)。さらに、所得800万円以下の部分について、時限的に税率15%(租特法)(注)
2. 事業分量配当	事業分量配当(組合員に対する、組合事業の利用分量に応じた分配金)の損金算入可(法人税法)
3. 貸倒引当金	中小法人と同様に、貸倒引当金を一定の限度額の範囲内で損金算入可(法人税法) 【公益法人等向けの措置として、時限的に引当金の繰入限度額を10%上乗せする措置については、適用期限(平成 30 年度末)の到来をもって廃止し、令和元年度以後に開始する各事業年度について、5年間で割増率を2%ずつ段階的に引き下げる経過措置を講ずる(租特法)】
4. 欠損金関係	① 中小法人と同様に、欠損金繰越控除について、所得金額の100%まで損金算入可(法人税法) ② 中小法人と同様に、欠損金繰戻還付(1年間)が可(法人税法)
5. 政策減税	① 農業協同組合など一定の協同組合等は、中小法人向けの政策減税の対象(租特法) ② 協同組合等の連合会等への普通出資に係る配当については、出資比率に関わらず益金不算入割合を一律 50%とする特例(租特法)

(注)特定の協同組合等は、店舗売上高が年1,000億円以上等の場合は、所得10億円超の部分について税率22%(租特法)

4. 税率の軽減

法人税の税率は原則として 23.2% です。ただし、中小法人は、平成 24 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月までに開始する各事業年度分の年 800 万円以下の所得金額の部分については、税率が 15% に軽減されています（本則：19%）。

区分		所得	税率
普通法人	中小法人	年 800 万円以下の部分※1	15%
		年 800 万円超の部分	23.2%
	中小法人以外の法人	全額	23.2%
公益法人等※2		年 800 万円以下の部分	15%
協同組合等※3		年 800 万円以下の部分	15%

※1 この特例の適用対象者からは、前 3 事業年度の所得金額の平均額が 15 億円を超える法人は除かれます。

※2 公益法人等とは、法人税法別表第 2 に掲げられている法人です。原則として非課税ですが、収益事業から生じた所得には課税されます。

※3 協同組合等とは、法人税法別表第 3 に掲げられている各種の組合をいいます。

5. 印紙税

Q 協同組合が発行する受取書は印紙税法上、すべて非課税扱いとなり収入印紙を貼る必要がないと聞いたのですが本当でしょうか？

A 印紙税の課税物件は、印紙税法別表第一の課税物件表の番号 1 から 20 までにわたって示されており、これに該当する文書は、原則として、その表の課税標準及び税率の欄に示される金額の収入印紙を貼付しなければなりません。受取書については、この課税物件表番号 17 に示されており、受取書に記載される金額の段階により、200 円から 20 万円の税額が掲記されています。ところが、この課税物件表の最下欄において、受取書のうちの非課税物件として、その第一には、記載された受取金額が 5 万円未満の受取書が、その第二には、営業に関しない受取書が示されています。協同組合の受取書は、この営業に関しない受取書に該当するものとされており、その営業の解釈に関する非課税物件欄の表示は次の通りです。「営業（会社以外の法人で、法令の規定又は定款の定めにより利益金又は剰余金の配当又は分配をすることとなっているものが、その出資者以外の者に対して行う事業を含み、当該出資者がその出資をした法人に対して行う営業を除く。）に関しない受取書」このカッコ書の記載は、営利を目的とする会社以外の法人のなす取引のうち営業に関しないものの解釈であり、この法人に該当する協同組合においては、組合員との取引及び組合員が組合に対する取引は営業ではないが、非組合員との取引は営業である定義しています。したがって、金額の大小にかかわらず【協同組合が組合員】又は【組合員が協同組合】に対して発行する受取書は、ともに非課税の取扱いをうけるものと解され、【協同組合が非組合員】又は【非組合員が協同組合】に対して発行する受取書はともに課税の取扱いとなり、記載受取金額に応じた収入印紙の貼付が必要です。

[印紙税]

1. 信用協同組合・同連合会を振出人又は受取人とする約束手形及び為替手形: 200 円(印紙別表第 1-3 号、印紙令 22 条)
2. 出資証券: 非課税(印紙別表第 1-4 号、印紙令 25 条)
3. 定款: 非課税(印紙別表第 1-6 号)
4. 受取書: 組合が組合員に発行するもの及び組合員が組合に発行する受取書並びに営業に関しない受取書: 非課税(印紙別表第 1-17 号、基通(印)別表 1-17 号文書 21)
5. 信用協同組合・同連合会の作成する預貯金通帳: 非課税(印紙別表第 1-18 号、印紙令 27 条)
6. チケット発行事業のクーポン券: 非課税(基通(印)別表第 1 課税物件、課税標準及び税率の取扱い)

☞ 協同組合が作成した領収書等の一部は、印紙税が非課税となる「営業に関しない受取書」に該当するとされた事例(国税不服審判所 令和 2 年 3 月 2 日裁決／関裁(諸)令元第 41 号(一部取消))

(事案の概要)

消費生活協同組合である請求人 X(以下「X」)は、X が運営管理する施設の利用料を利用者から收受し、その際に利用料領収書を作成して交付していたが、そのいずれにも印紙を貼り付けていなかった。また X は、事業者との間で 2 以上の取引を継続して行うために締結した各種委託契約書に関して、その一部について印紙を貼り付けていなかった。

原処分庁は、記領収書(受取金額が 5 万円以上のものに限る。)のうち、2,399 通(以下「本件各領収書」)について、印紙税法別表第 1(以下「課税物件表」)の第 17 号の「物件名」欄の 1 に規定する「売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書」(以下「第 17 号文書」)に該当する旨、また、上記委託契約書について、課税物件表の第 7 号の「継続的取引の基本となる契約書」(以下「第 7 号文書」)に該当する旨を指摘し(以下、第 7 号文書に該当するとされた契約書を「本件各契約書」という。)、それぞれ過怠税の賦課決定処分をした。

これに対して X は、本件各領収書は「営業に関しない受取書」に該当し、本件各契約書は、「営業者」の間で作成された契約書に該当しないとして、いずれも課税文書に該当しないと主張した。

なお、課税物件表の第 17 号は、「非課税物件」の欄 2 で「営業(会社以外の法人で、法令の規定又は定款の定めにより利益金又は剰余金の配当又は分配をすることができるようになっているものが、その出資者以外の者に対して行う事業を含み、当該出資者がその出資をした法人に対して行う営業を除く。)に該当しない受取書」を非課税文書として掲げており(以下、欄 2 の規定を「本件非課税規定」という。)さらに、印紙税法施行令第 26 条 柱書及び第 1 号は、課税物件表の第 7 号文書の契約書とは、営業者(法別表第 1 第 17 号の非課税物件の欄に規定する営業を行う者をいう。)の間において、売買等に関する 2 以上の取引を継続して行うため作成される契約書である旨を規定している。

(審判所の判断(一部取消))

(1) 「営業」の該当性判断

本件非課税規定は、「営業」の定義に関して、括弧書で上記の 下線部 のように規定しているところ、X は、消費生活協同組合法に基づき設立された組合であるから会社以外の法人に該当し、また、X の定款には、合員の組合事業の利用分量又は払い込んだ出資額に応じて割り戻しをすることができる旨定めているから、法令の規定又は定款の定めによる剰余金の分配等ができるようになっている。そうすると、X がその出資者に対して行う事業は、「営業」に該当しないが、出資者以外の者に対して行う事業は、たとえ営利を目的としないものであつたとしても全て「営業」に該当することになる。

(2) 本件各領収書について

本件各領収書のうち、非出資者宛の領収書は、X が出資者以外の者に対して行う事業において作成して交付した領収書であり、当該事業は本件非課税規定に規定する「営業」に該当するので、その規定する「営業に関しない受取書」ととはいえない。

これに対し、出資者宛の領収書は、X が出資者に対して行う事業において作成して交付した領収書であり、本件非課税規定に規定する「営業に関しない受取書」といえるので、課税文書でないと認められる。

(3) 本件各契約書について

本件各契約書については、いずれも X が出資者以外の者に対して行う事業において作成したものであり、X も本件非課税規定に規定する「営業」を行う者といえるから、本件各契約書はいずれも課税文書であると認められる。

6. 加入金の益金不算入

加入金の益金不算入(法人 22 条、2 条 16 号～17 号)

(企業組合及び協業組合にも適用)

法人税の課税対象となる各事業年度の所得を計算する場合の益金には、「資本等取引」に係るものと含まないことが定められている(法人 22 条 2 項)。

「資本等取引」とは、法人の資本等の額の増加又は減少を生ずる取引であり(法人 22 条 5 項)、「資本等の金額」とは、資本金の額又は出資金の額以外の資本金等の額の増減額及び当該事業年度の資本金の額又は出資金の額以外の資本金等の額の増減額の合計額とを合計した金額である。このうち増加項目と増加額に、協同組合等が新たにその出資者となる者から徴収した加入金の額が含まれている(法人令 8 条)。

したがって、加入金は、資本等取引に係るものに該当し、益金とはならない。また、企業組合及び協業組合は、上記政令で定める法人として指定されており(法人令「資本積立金額」との合計額である(法人 2 条 16 号))。そして、「資本積立金額」には協同組合等その他政令で定める法人が新たにその出資者となる者から徴収した加入金の額が含まれることになっている(法人 2 条 17 号ハ)。

したがって、加入金は、資本等取引に係るものに該当し、益金とはならない。また 8 条 1 項 4 号)、この適用を受けることになっている。なお、この加入金とは、持分調整金であって、権利金的なものは含まれないことに注意しなければならない(基通(法)1-5-2)。

〔備考〕

加入金(基通(法)1-5-2)

法人令 8 条 1 項 4 号(資本金等の額)に規定する「加入金」とは、法令若しくは定款の定め又は総会の決議に基づき新たに組合員又は会員となる者から出資持分を調整するために徴収するもので、これを拠出しないときは、組合員又は会員たる資格を取得しない場合のその加入金をいう。

2. 事業利用分量配当の損金算入

【協同組合等の事業分量配当等の損金算入制度の概要】

協同組合等が組合員その他の構成員に対し、その者がその事業年度中に取り扱った物の数量、価額その他協同組合等の事業を利用した分量又は事業に従事した程度に応じて分配する金額は、各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される(法61①)。

すなわち、この種の法人は、法令又は定款の定めるところにより、出資に応ずる配当のほか、組合員の組合事業の利用分量に応ずる配当(剰余金の分配)をすることができる。従って、後者の剰余金の分配は、形式的には資本等取引であるが、その実体からみて(仕入割戻し等)、事業の利用分量に応ずる配当の金額が損金の額に算入される。

これに対応して、その分配により組合員等が受けた金額は、所得税法の適用については配当所得以外の所得の収入金額となる。つまり、それを受けた者が法人である場合には、この部分の金額については、利益の配当等の益金不算入の規定の適用はない。また、これを受けた者が個人である場合には、それぞれの営む事業等に応じて、事業所得、不動産所得等の収入金額となる。

剰余金は組合員との間における取引から生ずるもののが大部分を占めるため、組合員に対する剰余金の分配は、各組合員に対する一種の値引き又は割戻しの性質を持つ。

Q 中協法第9条によると、利用分量配当は、法人税法の所得の金額の計算上、損金算入する旨の規定がありますが、会計処理上、どのような手続きをすればよいのでしょうか。又、期中に利用分量配当を行うことはできないのでしょうか。

A 事業協同組合は、毎事業年度の利益剰余金に前期の繰越利益又は繰越損失を加減したものから、法定利益準備金等を控除した後、利用分量配当又は年1割を超えない範囲内の払込済出資額に対する出資配当ができます。利用分量配当は、組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じて利益剰余金を分配するものです。その性格は出資配当と異なり、売上割戻に近いといえます。中協法第9条(事業利用分量配当の課税の特例)では、法人税法第61条(協同組合等の事業分量配当等の損金算入)の規定を受け「組合が組合事業の利用分量に応じて配当した剰余金の額に相当する金額は、法人税法の定めるところにより、当該組合の同法に規定する各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。」と規定しています。

(事業分量配当の対象となる剰余金)

14-2-1 法第60条の2第1号《事業分量分配金》に規定する事業分量に応ずる分配は、その剰余金が協同組合等と組合員その他の構成員との取引及びその取引を基礎として行われた取引により生じた剰余金から成る部分の分配に限るのであるから、固定資産の処分等による剰余金、自営事業を営む協同組合等の当該自営事業から生じた剰余金のように組合員その他の構成員との取引に基づかない取引による剰余金の分配は、これに該当しない。

3. 事業利用分量配当の計算

Q

事業分量配当の対象となる剰余金の計算

当協同組合は、組合員の経営に対する指導事業と購買事業を行っています。

当期において、800万円の利益が生じましたが、その内訳は次のとおりです。この場合事業分量配当として損金算入が認められる額はいくらでしょうか。

指導事業の利益	△100万円
購買事業の利益	700万円
受取利息の額	200万円
当期純利益	800万円

A

購買事業により生じた当期利益の額700万円の範囲内で分配した事業分量配当は、損金として認められることになります。

法人がその利益又は剰余金の分配として支出した金額は、資本等取引として損金の額に算入されないこととされていますが、協同組合等が行う剰余金の分配のうち組合員の事業の利用分量等に応じて支払われるものについては、組合員に対する割戻し等として、損金の額に算入することとされています(別表4減算)。

この損金の額に算入される事業分量配当の額は、事業分量配当を行うとする事業の当期利益の額を基とし、かつ、その組合に対する当期剰余金の額が限度となります。

この場合、事業分量配当を行うとする事業の当期利益の額は、その営んでいる事業別に損益計算を行い、組合員その他の構成員との取引及びその取引を基礎として行われた取引に基づかない取引による損益は、除外して計算することになります(基本通達14-2-1)。

従って、自営事業に係る損益のほか、次のようなものは原則として対象となりません。

- ① 固定資産の売却損益
- ② 余裕資産により行った預貯金の利子
- ③ 余裕資産により取得した有価証券の償還差損益及び売却損益又はその有価証券の配当等
- ④ 組合員等との取引以外の取引に起因する金銭債権に係る貸倒損失又は償却債権取立て益、貸倒引当金の繰入額又は戻入額
- ⑤ 前期以前に積み立てた利益積立金の戻入益

質問の場合、受取利息の200万円は、事業分量配当の対象外となり、当期純利益800万円のうち、購買事業に係る当期純利益の額700万円の範囲内の金額を事業分量として損金の額に算入することが認められます。

4. 事業利用分量配当金に関する消費税・申告書作成例

軽減税率の対象とならない手数料を配当する場合

Q

期中で消費税率が8%から10%に変更された場合、利用分量配当金の消費税の取扱いは？

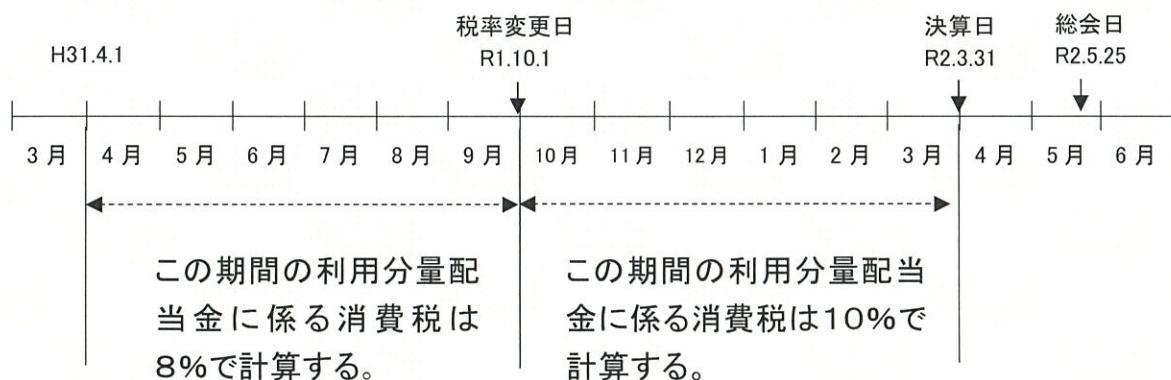
A

消費税法上、利用分量配当は売上対価の返還となる。そのため、利用分量配当の対象となる取引時期を9月までと10月以降で区分して配当金を計算する必要がある。

《事例で確認》

<前提条件>

- ・当組合の事業年度は平成31年4月1日から令和2年3月31日である。
- ・令和2年5月25日の総会において、利用分量配当500万円を決議した。
- ・配当基準は共同購買利用高5億円に対して、1%である。
- ・上半期の共同購買利用高は3億円、下半期は2億円であった。
- ・消費税の経理は税抜である。



<利用分量配当に係る消費税の計算>

上半期分 $3\text{億円} \times 1\% = 300\text{万円}$ … 消費税は 8% $24\text{万円} (300\text{万円} \times 8\%)$

下半期分 $2\text{億円} \times 1\% = 200\text{万円}$ … 消費税は 10% $20\text{万円} (200\text{万円} \times 10\%)$

<利用分量配当に係る組合の仕訳>

(借)	売上割戻	300万円 (貸)	現預金	544万円
	仮受消費税等	24万円		
	売上割戻	200万円		
	仮受消費税等	20万円		

売上のマイナス計上そのため、消費税も預った消費税(仮受消費税)のマイナス仕訳を行う。(消基通 14-1-3)

申告書作成例

損益計算書

自 平成 30 年 4 月 1 日
至 平成 31 年 3 月 31 日

税引前当期純利益金額	1, 240, 000
法人税等	<u>560, 000</u>
当期純利益金額	<u>680, 000</u>

剩余金処分案

自 平成 30 年 4 月 1 日
至 平成 31 年 3 月 31 日

I 当期末処分剩余金

1 当期純利益金額	680, 000
2 前期繰越剩余金	<u>310, 000</u>

II 組合積立金取崩額

0

III 剩余金処分額

1 利益準備金	68, 000
2 教育情報費用繰越金	34, 000
3 組合積立金	
①特別積立金	68, 000
4 出資配当金	90, 000
5 利用分量配当金	170, 000
	430, 000

IV 次期繰越剩余金

560, 000

所得の金額の計算に関する明細書(簡易様式)		事業 年度	H30.4.1 H31.3.31	法人名	ABC協同組合	
区分	種類	区分				
		①	②	③		
当期利益又は当期欠損の額	1	680,000	590,000	配当 その他	90,000	
損金の額に算入した法人税(所得税を除く)	2					
損金の額に算入した道府県民税(利子割額を除く)及び市町村民税	3					
損金の額に算入した道府県民税利子割額	4					
損金の額に算入した納税充当金	5	560,000				
損金の額に算入した所得税(利子税を除く) 加算金、延滞金(延納分を除く)及び過怠	6			その他		
減価償却の償却超過額	7					
交際費等の損金不算入額	8			その他		
	9					
前期利用分量配当金	10	130,000	130,000			
小計	11	690,000	130,000			
減価償却超過額の当期残額	12					
納税充当金から支出した事業税等の金額	13					
受取配当等の益金不算入額 (別表八「12」又は「24」)	14	38,500		※	38,500	
外國子会社から受ける親会社の配当等の益金不算入額(別表八□「13」)	15			※		
法人税等の中間納付額及び 過誤納付に係る還付金額	16					
所得税額等及び欠損金の株 主による還付金額等	17			※		
	18					
前期利用分量配当金	19	130,000	130,000			
実払利用分量配当金	20	170,000	170,000			
小計	21	338,500	300,000	外※	38,500	
仮 (1)-(11)-(21)	22	1,031,500	420,000	外※	51,500	
関連者等に係る支払利子等の損金不算入額	23			その他		
超過利子額の損金不算入額	24			※		
仮 (22)から(24)までの計	25	1,031,500	420,000	外※	51,500	
寄附金の損金不算入額 (別表十四(二)「24」又は「40」)	26			その他		
法人税額から控除される所得税額 (別表六(一)「6の③」)	30			その他		
税額控除の対象となる外國法人税の額等 (別表六(二)の(二)「7」)	31			その他		
合 (25)-(26)-(30)-(31)	34	1,031,500	420,000	外※	51,500	
契約者配当の益金不算入額 (別表九(一)「13」)	35			※		
非連絡合併又は非連絡分割型分割による移 転資産等の額及利益額又は喫損失額	37			※		
差 (34)-(35)-(37)	38	1,031,500	420,000	外※	51,500	
欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七(一)「2の計」+別表七(二)11,22又は	39			※		
差 (38)-(39)	40	1,031,500	420,000	外※	51,500	
	41			※		
	47			※		
所得金額又は欠損金額	48	1,031,500	420,000	外※	51,500	

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書			事業年度	H30.4.1 H31.3.31	法人名	ABC協同組合
I 利益積立金額の計算に関する明細書						
区分	期首現在 利益積立金額 ①	当期の増減			差引翌期現在 利益積立金額 ④	
		減 ②	増 ③			
利益準備金	1 100,000			52,000	152,000	
特別積立金	2 100,000			52,000	152,000	
教育情報費用積立金	3 20,000	20,000		26,000	26,000	
未払利用分量配当金	4 △ 130,000	170,000		130,000	△ 170,000	
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					
	13					
	14					
	15					
	16					
	17					
	18					
	19					
	20					
	21					
仮払税金	22					
未収還付法人税	23					
未収還付都道府県民税	24					
未収還付市町村民税	25					
換算損益金(損は赤)	26 9,317,700	9,317,700		9,945,700	9,945,700	
納税充当金	27 35,000				35,000	
未納法人税 (支那税を除く) 未納都道府県民税 (均等割額及び別子割額) 未納市町村民税 (均等割額を含む)	28 △ △ 702,700	△	中間 △ 確定 △ 154,600		△ △ 548,100	
	29 △ 35,000	△	中間 △ 確定 △		△ 35,000	
	30 △	△	中間 △ 確定 △		△	
差引合計額	31 10,110,400	9,507,700		10,051,100	10,653,800	
II 資本金等の額の計算に関する明細書						
区分	期首現在 資本金等の額 ①	当期の増減			差引翌期現在 資本金等の額 ④	
		減 ②	増 ③			
資本金又は出資金	32 3,000,000				3,000,000	
資本準備金	33					
	34					
	35					
差引合計額	36 3,000,000				3,000,000	

平成 31年 5月 26日 (税務署受付印)		所管	管轄目	審査書	要否	別表等	税務署 税務署長 課 理 類	審査申告	一連番号	99999	
神戸 税務署長殿		事実欄	事実欄					* 受理番号	001230		
納税地	兵庫県	対象現在の資本金の額又は出資金の額	5,000,000					事務年度(年)			
		同上区分	特定会社	同族会社	共同会社	売上金額					
法人名	ABC協同組合	一般社団・財団法人の区分	非営利法人	普通法人				事業年度(年)			
		組織責任者自署押印				選挙日付		確認印	備考	年月日	
代表者 自署押印	ABC協同組合	田舎地及び田法人の名				年月日					
		添付書類				年月日			年月日		

平成 30 年 4 月 1 日 事業年度分の 0 確定 申告書
平成 31 年 3 月 31 日

所得金額又は欠損金額 (別表四「39の①」)	1	1,031,500
法人税額	2	154,650
法人税額の特別控除額	3	0
差引法人税額	4	154,650
リース特別控除取扱税額	5	
土地課税	6	
課税土地額減利益金額	6	
同上に対する税額	7	0
会保会	8	
課税会保金額	8	
同上に対する税額	9	
法人税額計	10	154,650
債務整理に基づく還大申告の実行に伴う控除法人税額	11	0
控除税額	12	0
差引所得に対する法人税額	13	154,600
中間申告分の法人税額	14	0
差引確定法人税額	15	154,600
法人税額の計算	30	1,031,000
800万円まで	30	1,031,000
800万円超	31	0
所得金額	32	1,031,000
その他	33	0
土地課税 税額内訳	38	
同上	39	
控除税額の計算	41	0
所得税の税額等	41	0
外國税額	42	0
計	43	0
控除した金額	44	0
控除しきれなかった金額	45	0

所得税の還付金額(46)	16	0
中間納付額(14-13)	17	0
欠損金の換算表にによる還付請求税額	18	外
計(16+17+18)	19	外 0 0
所得金額	20	0
課税土地額減利益金額	21	
課税会保金額	22	
法人税額	23	0
還付金額	24	外 0
この申告により納付すべき法人税額	25	外 0 0
欠損金等の当期控除額	26	0
翌期に換算す欠損金	27	0
この申告が前回申告である場合	28	
欠損金の当期控除額	28	
翌期に構成す欠損金	29	
(30)の 15.0%相当額	34	154,650
(31)の 25.5%相当額	35	0
法人税額	36	154,650
(33)の法人税額	37	0
土地課税 税額内訳	40	
土地課税 税額内訳(別表三(三)「23」)	40	
純余金・利息の配当の金額	46	90,000
H11.4.1 22% 30% 割増 *** 0 12 *** *** 0		
H21.4.1 15% 30% 同上 *** 0 12 *** *** 0		
H24.4.1 15% 26% 同上 *** 0 12 *** *** 0		

法 0301-0101

Q 協同組合等が組合員等に対して支払う事業分量配当金の消費税法上の取扱いはどのようになるのでしょうか。

A 事業分量配当金は、その事業の利用分量に応じてその剰余金を分配するものであり、その性格が組合員との取引の価格修正であることから、売上げに係る対価の返還等になります。

5. 賦課金の仮受金経理

仮受賦課金の経理処理について

Q 教育情報事業を実施するために徴収した賦課金が、講習会開催を延期したために残ってしまいました。剩余金として課税されると延期された講習会の予算に不足を生じて実施できなくなりますが、この場合の仮受処理はどうすればよいのでしょうか。

A 教育事業又は指導事業の経費の支出に充てるために賦課金を賦課した場合に、その賦課の目的となった事業の全部又は一部が翌年度に繰り越されたため当該賦課金につき剩余が生じたときに、その剩余の額の全部又は一部をその目的に従って翌年度中に支出することが確実である場合は、その部分の金額を仮受経理することが認められています。(法人税基本通達 14-2-9)この場合は、まず「教育情報賦課金収入」として一般賦課金と区分して経理されていること、教育事業又は指導事業が翌年度に繰り越されたこと、翌年度中に支出することが確実なこと等が必要とされます。

協同組合等は、一般に、その組合員の経済活動に対する助成活動(共同仕入、共同販売等)と、組合員の教育、指導等の事業を行うものですが、後者の事業を行う場合には、その事業の経費に当てるため、通常、組合員から特別の賦課金を徴収します。

この場合、その賦課金の目的となった事業をその賦課金を徴収した事業年度において行うことができない場合であっても、その賦課金収入は、原則として徴収した事業年度の益金の額に算入されますので、その事業年度において法人税の課税を受けることとなります。しかし、課税を受けてしまふと、翌期にその賦課金の目的となった事業に充てる資金が不足するということも考えられます。

そこで、このような結果を回避するため、協同組合等の行う教育事業又は指導事業が翌事業年度に繰り越されたことによりこれらの事業に充てるために課した賦課金につき剩余金が生じた場合で、かつ、その目的に従って、翌事業年度中に支出することが確実であると認められる部分の金額を仮受金等として経理した時は、その計算が認められることとされています。(基本通達 14-2-9)

それぞれの時点での仕訳は、次のようになります。

【徴収時点】

(借方)	現 金	200, 000	(貸方)	教育情報賦課金収入	200, 000
------	-----	----------	------	-----------	----------

【事業年度末】

(借方)	教育情報賦課金収入	50, 000	(貸方)	仮 受 賦 課 金	50, 000
------	-----------	---------	------	-----------	---------

【翌期首】

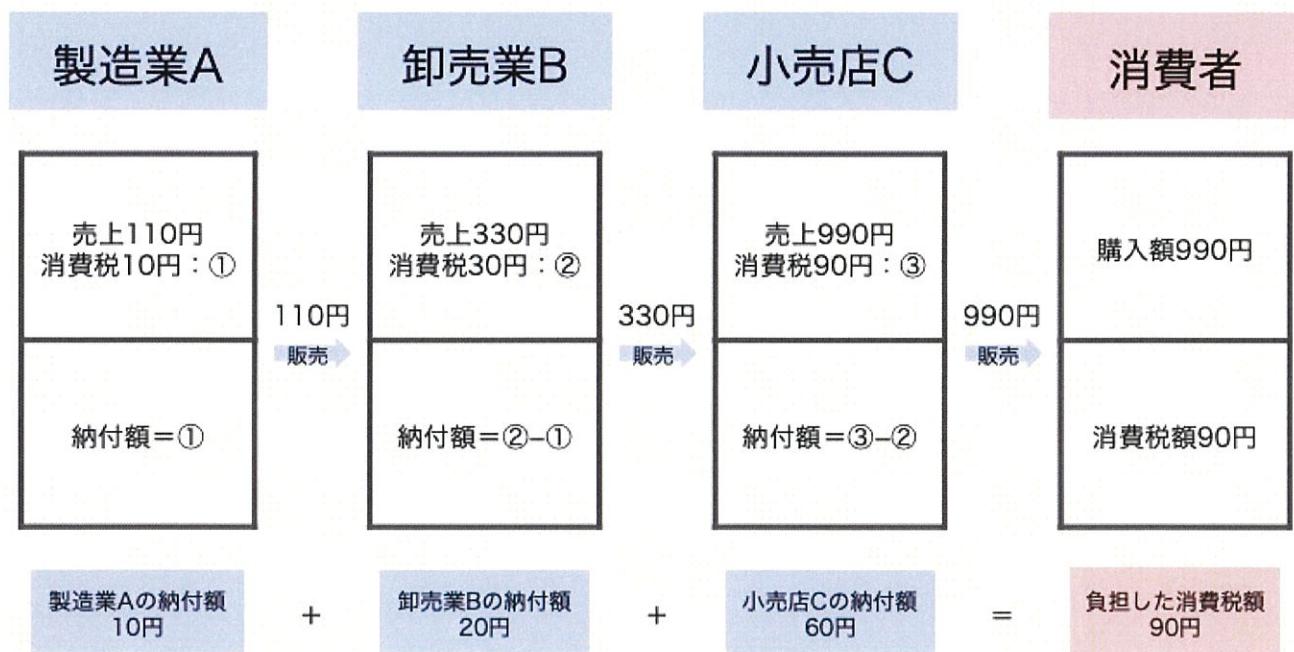
(借方)	仮 受 賦 課 金	50, 000	(貸方)	教育情報賦課金収入	50, 000
------	-----------	---------	------	-----------	---------

【事業実施時】

(借方)	教 育 情 報 事 業 費	50, 000	(貸方)	現 金	50, 000
------	---------------	---------	------	-----	---------

6. 消費税の概要

消費税は、税の累積を排除するために、事業者は、売上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を控除し、その差額を納付することとされています。



課税・免税・非課税・不課税の違い

一般的に、消費税が課される取引のことを課税取引といいます。それ以外に「免税」、「非課税」、「不課税」の3つの取引があります。

区分	内容
課 税	日本国内において、事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡など
免 税	課税取引だが、納税しなくて良い(0%課税の)取引 (例)商品の輸出、国際輸送、免税店での取引など仕入れのために払った消費税額を控除できる
非課税	対価を得て行う取引でも、課税対象になじまない取引 (例)社会保険医療の給付等、土地の譲渡及び貸付け等
不課税	課税されない取引 (例)従業員への給与、対価を得ない寄付や贈与など

【税込経理と税抜経理の違い】

①税込経理方式

消費税額と地方消費税額を売上高や仕入高等に含めて経理する方法

②税抜経理方式

消費税額と地方消費税額を売上高や仕入高等に含めないで区分して経理する方法

免税事業者の場合は、消費税の納付義務がありませんので税込経理方式を採用することになります。一方、課税事業者は任意で税込経理方式と税抜経理方式を選択できます。

経理処理上、税込経理方式は簡便というメリットがあります(取引の都度、消費税の計算を行う必要がないため)。

税抜経理方式の場合は、取引の都度、消費税を計算するという煩わしさがありますが、仮受消費税等、仮払消費税等という消費税専門の勘定科目を用いることで、消費税の概算納付額の見通しが立てやすいというメリットがあります。

(税込経理と税抜経理の比較表)

区分	税込経理方式	税抜経理方式
特長	売上げまたは仕入れ等にかかる消費税額および地方消費税額は、売上金額、試算の取得価額または経費等の金額に含まれるため、企業の損益は消費税および地方消費税によって影響されるが、税抜計算の手数が省ける。	売上げまたは仕入れ等にかかる消費税額および地方消費税額は、仮受消費税等、または仮払消費税等とされ、企業を通過するだけの税金にすぎないため、企業の損益は消費税および地方消費税によって影響されないが、税抜計算の手数が増える。
売上げに係る消費税等	売上げに含めて収益として計上する。	仮受消費税等とする。
仕入れ等に係る消費税等	仕入金額、資産の取得価額又は経費等の金額に含めて計上する。	仮払消費税等とする。
納付税額	租税公課として損金(必要経費)に算入する。	仮受消費税等から仮払消費税等を控除した金額を支出とし、損益には関係させない。
還付税額	雑収入として益金(収入金額)に算入する。	仮払消費税等から仮受消費税等を控除した金額を入金とし、損益には関係させない。

消費税の会計処理について具体的な処理方法は以下のとおりとなります。

(1)期中の仕訳

得意先 A 社に商品 B を 100,000 円(税込 110,000 円)で販売(掛売)した。

借方科目	借方金額	貸方科目	貸方金額
売掛金	110,000	売上高	110,000

(税込経理)

借方科目	借方金額	貸方科目	貸方金額
売掛金	110,000	売上高	100,000
		仮受消費税等	10,000

(税抜経理)

(2) 中間消費税を支払った場合

中間消費税を 100,000 円支払った

借方科目	借方金額	貸方科目	貸方金額
租税公課	100,000	現金	100,000

(税込経理)

借方科目	借方金額	貸方科目	貸方金額
仮払消費税等	100,000	現金	100,000

(税抜経理)

(3) 決算時

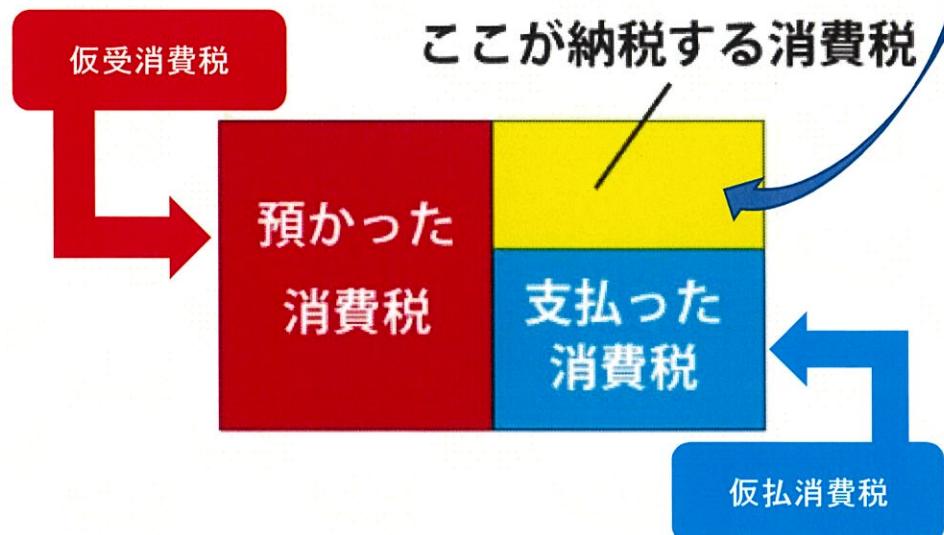
確定納付税額の合計が 100,000 円となった。

借方科目	借方金額	貸方科目	貸方金額
租税公課	100,000	未払消費税等	100,000

(税込経理)

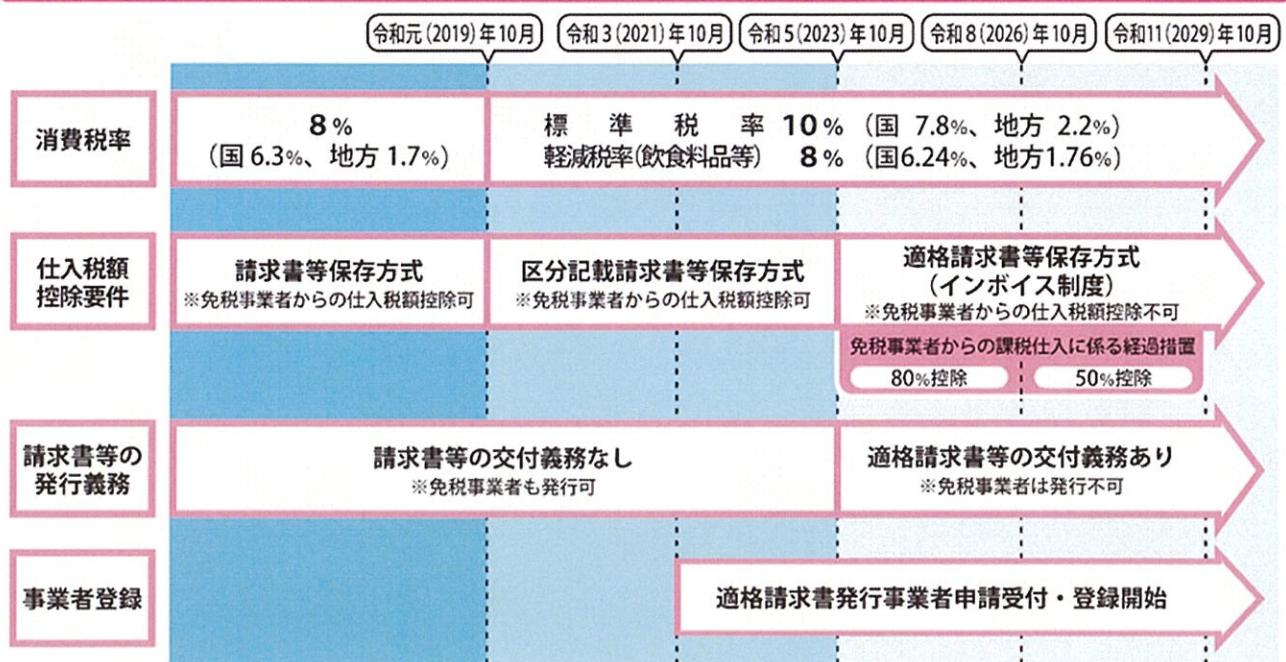
借方科目	借方金額	貸方科目	貸方金額
仮受消費税等	300,000	仮払消費税等	200,000
		未払消費税等	100,000

(税抜経理)



7. 改正のスケジュール・区分記載請求書等保存方式の実務

軽減税率制度実施スケジュール



1. 適格請求書等保存方式(インボイス制度)のスケジュール

適格請求書等保存方式(インボイス制度)は、令和5年(2023年)10月1日に導入されます。それまでの4年間(2019年10月1日～2023年9月30日)は、「区分記載請求書等保存方式」が導入されます。

令和元年(2019年)10月1日に消費税率が引き上げになり、軽減税率制度が導入されたことから、消費税率は8%(飲食料品、新聞など)と10%の複数税率になりました。

そこで、経理処理をする時にも取引を税率ごとに区分して記帳する必要が出てきたのです。

しかし、インボイス方式へ移行するためには、レジ改修やシステム改修などの事業者に大きな負担がかかります。そこで、本格的なインボイス方式の導入は消費税が10%に改正された4年後の令和5年(2023年)10月1日からとなりました。

つまり、令和元年(2019年)10月1日の消費税率引き上げと軽減税率制度の導入のあと、4年間は、経理処理をする時にも取引を税率ごとに区分して記帳する「区分記載請求書等保存方式」が導入され、その後令和5年(2023年)10月1日から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されるというスケジュールになります。

2. 区分記載請求書等保存方式とは

令和元年(2019年)10月からは「区分記載請求書等保存方式」に

令和元年(2019年)10月1日から令和5年(2023年)9月30日までの間は、今までの「請求書等保存方式」を維持しつつ、区分経理に対応するための措置として「区分記載請求書等保存方式」が導入

されます。

3. 帳簿と請求書の記載例

請求書

株○○御中

XX年11月2日

割り箸	550円
牛 肉	5,400円
：	
合計	43,600円
(10%対象 22,000円)	
(8 %対象 21,600円)	

※は軽減税率対象品目 (株△△)

軽減税率の対象品目である旨

① 軽減税率対象品目に「※」や「☆」等の記号を記載する。
② 記号が軽減税率対象品目を示すことを明らかにする。

これ以外に、例えば次のような方法があります。

① 同一請求書内で、商品を税率ごとに区分し、区分した商品が軽減税率の対象であることを表示する。
② 税率ごとに請求書を分けて発行する。

税率ごとに区分して合計した税込対価の額

税率 (10%、8%) ごとに区分して合計した税込対価の額を記載する。

請求書には、個々の商品名の記載が必要となります。中小規模の小売店等が利用している多数の商品登録が行えないレジにより発行されるレシートへの商品名の記載は、商品の一般的総称でまとめて記載するなど(割り箸⇒雑貨、牛肉⇒食料品)、その取引が課税資産の譲渡であり、かつ、軽減税率が適用される取引か否かが判別できる程度の記載があれば、差し支えありません。

総勘定元帳 (仕入れ) 株○○

XX年	摘要	借方	貸方
11 2	株△△ 雑貨	22,000	
11 2	株△△ 食料品※	21,600	
⋮ ⋮	⋮ ⋮	⋮ ⋮	⋮ ⋮

※は軽減税率対象品目

総勘定元帳 (売上げ) 株△△

XX年	摘要	借方	貸方
11 2	株○○ 雑貨		22,000
11 2	株○○ 食料品※		21,600
⋮ ⋮	⋮ ⋮	⋮ ⋮	⋮ ⋮

※は軽減税率対象品目

① 軽減税率対象品目に「※」や「☆」等の記号を記載する。
② 記号が軽減税率対象品目を示すことを明らかにする。

帳簿への取引内容の記載は、商品の一般的総称でまとめて記載するなど(割り箸⇒雑貨、牛肉⇒食料品)、申告時に帳簿に基づいて消費税額を計算できる程度の記載で差し支えありません。

税率区分欄を設け、「8 %」と記載する方法や税率コードを記載する方法も認められます。

「区分記載請求書」の記載事項は次のとおりです。

①発行者の氏名又は名称、②取引年月日、③取引の内容、④受領者の氏名又は名称

⑤(追加)軽減税率の対象品目である旨(「※」印等をつけることにより明記)

⑥(追加)税率ごとに区分して合計した対価の額(税込)

※「軽減税率の対象品目である旨」の記載は、売り手と買い手の双方が、何が軽減税率適用対象の商品かわかるのであれば、「※」印等を付す方法以外にも、例えば、適用税率ごとに請求書を分け、それぞれの請求書に税率を明記する方法なども認められます。

※新たに追加された2項目の記載がない請求書を受け取った場合、受領者は取引の事実に基づいて請求書に追記することができます。

※免税事業者も「区分記載請求書」を交付することができます。

(参考)「請求書等保存方式」(～令和元年(2019年)9月)から変わらない点

- ・「区分記載請求書」には、一定の記載事項を満たす領収書や納品書、小売事業者等が交付するレシートなど取引の事実を証する書類も含まれます。
- ・「区分記載請求書」の交付義務及び交付した「区分記載請求書」の写しの保存義務はありません。
- ・「区分記載請求書」及び「帳簿」の保存が仕入税額控除(仕入先に支払った消費税相当額を差し引く)の要件となります。
- ・支払対価の額が3万円未満の場合や「区分記載請求書」の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、必要な事項を記載した「帳簿」の保存により仕入税額控除をすることができます。



「区分記載請求書等」には、一定の記載事項を満たす領収書や納品書、小売事業者等が交付するレシートなど取引の事実を証する書類も含まれます。領収書には以下のような書式があります。

領収書	
△△商事	様 2020年4月1日
¥ 1,527 -	
但し、 10%対象(酒代) ¥825 - 8%対象(食品代) ¥702 -	
上記金額正に領収いたしました。	
○○スーパー 東京都○○区○○1-2-3	

○○スーパー
TEL 03-○○○-○○○○
領収書
2020年4月1日
* ベーコン ¥270
* ネギ ¥108
* ヤマイモ ¥324
ワイン ¥825
10%対象 ¥825
8%対象 ¥702
合計 ¥1,527
*は軽減税率(8%)対象商品

8. 売上税額の簡便計算・仕入税額の簡便計算

1. 税額計算の特例

税額の計算方法

税額の計算方法は、従来の計算方法と変わりませんが、消費税率が8%と10%の2つになるため、適用税率ごとの取引総額に110分の10、108分の8を乗じて売上げ(仕入れ)に係る消費税額等を計算(割戻し計算)します。

【税額の計算の概要】 (簡易課税制度を適用しない場合)

$$\text{税額} = \text{売上税額} - \text{仕入税額}$$

(国・地方) (売上総額×110分の10又は108分の8) (仕入総額×110分の10又は108分の8)

(注) 上記の計算方法は、便宜上、消費税と地方消費税を合わせて計算しています。

2. 売上税額の計算の特例

軽減税率制度実施後は、事業者は税率ごとに区分して経理を行う必要がありますが、中小事業者(基準期間における課税売上高が5,000万円以下の課税事業者)の準備の負担等に配慮し、令和元年(2019年)10月1日から4年間、税額計算の特例が設けられています。

税額計算の方法及び特例の施行スケジュール			
	平31年(2019年)10月	平35年(2023年)10月	平38年(2026年)10月
税額計算の方法	税込価格からの割戻し計算	現行どおり	・適格請求書の税額の積上げ計算 ・取引総額からの割戻し計算 のいずれかの方法によることができる ^(注)
請求書等の発行義務	請求書等の交付義務なし ※免税事業者も発行可	現行どおり	適格請求書の交付義務あり ※免税事業者は発行不可
仕入税額控除の要件	請求書等の保存が要件 ※免税事業者からの仕入税額控除可 せり売りなど代替発行された請求書による仕入税額控除可 中古品販売業者の消費者からの仕入れ等の仕入税額控除可	現行どおり 買手が追記した区分記載請求書による仕入税額控除可	適格請求書の保存が要件 ※免税事業者からの仕入税額控除不可 免税事業者からの仕入税額控除の特例 (80%控除) (50%控除)
税額計算の特例	売上税額の計算の特例	軽減税率対象売上ののみなし計算 (4年間)	軽減税率対象仕入ののみなし計算 (1年間)
	仕入税額の計算の特例	簡易課税	現行どおり 見直し 簡易課税の事後選択 (1年間)
検証		検証	検証

(注) 売上税額を「積上げ計算」する場合には、仕入税額も「積上げ計算」。

中小事業者の税額計算の特例

令和元年10月1日から一定期間、売上げ又は仕入れを軽減税率と標準税率とに区分することが困難な中小事業者に対して、売上税額又は仕入税額の計算の特例が設けられています（簡易課税を選択する事業者には次の特例が設けられています）。

中小事業者とは

中小事業者とは、基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。

■ 売上税額の計算の特例（軽減売上割合の特例）

売上げを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、課税期間のうち、令和元年10月1日から令和5年9月30日までの期間において、課税売上げ（税込み）に、通常の連続する10営業日の課税売上げ（税込み）に占める当該10営業日中の軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）の割合（軽減売上割合）を掛けて、軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）を算出し、売上税額を計算できます。

* 通常の連続する10営業日とは、当該特例の適用を受けようとする期間内の通常の事業を行う連続する10営業日であれば、いつかは問いません。

【上記の割合の計算が困難な場合】

軽減売上割合の計算が困難な中小事業者であって、主として軽減対象資産の譲渡等を行う事業者は、これらの割合を $\frac{50}{100}$ することができます。

* 主として軽減対象資産の譲渡等を行う事業者とは、適用対象期間中の課税売上げのうち、軽減税率の対象となる課税売上げの占める割合がおおむね50%以上である事業者をいいます。

特例計算による軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）

$$\text{課税売上げ} \quad (\text{税込み}) \times \text{軽減売上割合} \quad \text{又は} \quad 50\% = \text{軽減税率の対象となる} \quad \text{課税売上げ} \quad (\text{税込み})$$

売上税額の計算の特例のポイント

売上げを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、

- ・令和元年10月1日から令和5年9月30日までの期間において、
- ・売上げの一定割合を軽減税率の対象売上げとして*、売上税額を計算することができます。

$$※ \text{軽減税率の対象} \quad \text{となる税込売上額} = \text{課税売上げ} \quad (\text{税込み}) \times \text{以下のいずれかの割合}$$

① 仕入れを税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む中小事業者^(注2)

小売等軽減仕入割合

卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の売上げにのみ要する課税仕入れ（税込み）

卸売業・小売業にのみ要する課税仕入れ（税込み）

仕入れを税率ごとに管理できれば売上税額が計算できるんだ。



(注2) 簡易課税制度を適用しない中小事業者に限ります。

② ①の特例を適用する事業者以外の中小事業者

軽減売上割合

通常の連続する10営業日の軽減税率対象品目の課税売上げ（税込み）

通常の連続する10営業日の課税売上げ（税込み）

通常の連続した10営業日の売上げを税率ごとに管理できれば、売上税額が計算できるんだ。



③ 計算が困難な中小事業者

$$\frac{50}{100}$$

主に軽減税率対象品目を販売する中小事業者^(注3)が対象なんだ。



(注3) 適用対象期間中の課税売上げのうち、軽減税率対象品目の販売の対価の額の占める割合がおおむね50%以上の事業者をいいます。

① 仕入の割合で計算する方法（小売等軽減仕入割合の特例）

卸売業・小売業の
税込売上高の合計額

$$\times \frac{\text{分母のうち
軽減税率対象品目の
税込仕入高の合計額}}{\text{卸売業・小売業の
税込仕入高の合計額}} \times \frac{8}{108} = \text{軽減税率の対象品目の
売上に係る消費税額}$$

②10日間の売上高の割合で計算する方法(軽減売上割合の特例)

税込売上高
の合計額

$$\times \frac{\text{分母のうち
軽減税率対象品目の
税込売上高の合計額}}{\text{連続する10営業日の
税込売上高の合計額}} \times \frac{8}{108} = \text{軽減税率の対象品目の
売上に係る消費税額}$$

③50%で計算する方法

税込売上高
の合計額

$$\times 50\% \times \frac{8}{108} = \text{軽減税率の対象品目の
売上に係る消費税額}$$

3. 仕入税額の計算の特例

仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、

課税仕入れに一定の割合を乗じて、軽減税率対象品目の仕入れを計算することができる特例が軽減税率制度の実施から1年間(注1)

簡易課税制度の事後選択による適用等の特例が軽減税率制度の実施から1年間(注2)

設けられています。(注1)令和元年(2019年)10月1日から令和2年(2020年)9月30日の属する課税期間の末日までの期間(注2)令和元年(2019年)10月1日から令和2年(2020年)9月30日までの日の属する課税期間

(税額計算の特例の適用関係)

問 19 適用可能な売上税額と仕入税額の計算の特例の組合せを教えてください。【平成 28 年
11月改訂】

【答】

適用可能な売上税額と仕入税額の計算の特例の組合せは次表のとおりです（◎が組合せができるもの、×が組合せができないものを示します。）。

		売上税額の計算		
		特例適用 なし	特例適用あり	
			小売等軽減仕入 割合の特例※ ¹ 【問 17 参照】	軽減売上割合の 特例※ ¹ 【問 17 参照】
仕入税額 の計算	一般課税		◎ 【問 21 参照】	◎ 【問 21 参照】
	簡易課税		×	◎ 【問 22 参照】
	簡易課税制度 の適用あり	◎	×	◎ 【問 22 参照】
	簡易課税制度 の適用なし	◎	×	◎※ ² 【問 23 参照】

※ 1 軽減売上割合や小売等軽減仕入割合の計算が困難な中小事業者であって、主として
軽減税率の対象品目の譲渡等を行う中小事業者は、その割合を 50/100 とすることができます。

※ 2 同じ事業について、軽減売上割合の特例と小売等軽減売上割合の特例を適用する場合、仕入税額の計算に当たっては、小売等軽減売上割合ではなく軽減売上割合を用いて、軽減対象資産の仕入税額を計算します（改正令附則 15）。

仕入税額の計算の特例のポイント

仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、

- ① 仕入れの一一定割合を軽減税率の対象仕入れとして*、仕入税額を計算することができます（令和元年10月1日から令和2年9月30日を含む課税期間の末日までの期間（簡易課税制度の適用を受けない期間に限ります。）。

$$\text{※} \quad \begin{array}{c} \text{軽減税率の対象} \\ \text{となる税込仕入額} \end{array} = \begin{array}{c} \text{課税仕入} \\ \text{（税込み）} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{小売等軽減売上割合} \end{array}$$

- ② 簡易課税制度の届出の特例を適用することができます。
(令和元年10月1日から令和2年9月30日までの日を含む課税期間)

- ① 売上げを税率ごとに管理できる
卸売業・小売業を営む中小事業者^(注1)

小売等軽減売上割合

卸売業・小売業に係る
軽減税率対象品目の課税売上げ（税込み）
卸売業・小売業に係る
課税売上げ（税込み）



売上げを税率ごとに管理でき
れば仕入税額を計算できるん
だ^(注2)。

- ② ①の特例を適用する事業者以外の
中小事業者

簡易課税制度の届出の特例

簡易課税制度を適用しようとする課税期間
中に消費税簡易課税制度選択届出書を提出し、
同制度を適用することができます^(注3)。

(参考) 特例を適用する場合の消費税簡易課税
制度選択届出書は令和元年7月1日から
提出可能です。



仕入れを税率ごとに管理できない場
合は、簡易課税制度を適用して、仕入
税額を計算できるんだ。

(注1) 簡易課税制度を適用しない中小事業者に限ります。

(注2) 売上げを税率ごとに管理できず、売上税額の計算の
特例として「軽減売上割合」を使用した場合、その使
用した「軽減売上割合」を「小売等軽減売上割合」と
みなして仕入税額を計算します。

(注3) 原則は、簡易課税制度を適用しようとする課税期間
の開始前までに消費税簡易課税制度選択届出書の提
出が必要です。



税額計算の特例は、課税期間ごとに選択することができます。

ただし、簡易課税制度の届出の特例を選択した場合は、2年間継続して適用した後でな
れば、その適用をやめることはできません。

- ① 売上の割合で計算する方法(小売等軽減売上割合の特例)

卸売業・小売業の
税込仕入高の合計額

$$\times \frac{\text{分母のうち}\newline\text{軽減税率対象品目の}\newline\text{税込売上高の合計額}}{\text{卸売業・小売業の}\newline\text{税込売上高の合計額}} \times \frac{8}{108} = \text{軽減税率の対象品目の}\newline\text{仕入に係る消費税額}$$

②10日間の売上高の割合で計算する方法(軽減売上割合の特例)

卸売業・小売業の
税込仕入高の合計額

分母のうち
軽減税率対象品目の
税込売上高の合計額

$$\times \frac{\text{分母のうち}}{\text{連続する10営業日の}} \times \frac{8}{108} =$$

軽減税率の対象品目の
仕入に係る消費税額

連続する10営業日の
税込売上高の合計額

③50%で計算する方法

卸売業・小売業の
税込仕入高の合計額

$$\times 50\% \times \frac{8}{108} =$$

軽減税率の対象品目の
仕入に係る消費税額

(「軽減売上割合の特例」と「小売等軽減売上割合の特例」の適用関係)

問 23 小売業又は卸売業において、売上税額の計算の特例として「軽減売上割合の特例」を適用する場合、仕入税額の計算の特例として「小売等軽減売上割合の特例」を適用することはできるのでしょうか。

【答】

小売業又は卸売業において、「軽減売上割合の特例」を適用し、売上税額を計算する場合であっても、「小売等軽減売上割合の特例」を適用して仕入税額を計算することができます。ただし、ご質問の場合において、売上税額の計算の特例として、「軽減売上割合の特例」を適用する場合、「小売等軽減売上割合の特例」を適用する仕入税額の計算に当たっては、「軽減売上割合の特例」を適用するに当たって使用する「軽減売上割合」を「小売等軽減売上割合」とみなして計算を行うこととなります（改正令附則15）。

9. 適格請求書発行事業者登録制度

1. 適格請求書発行事業者の登録制度

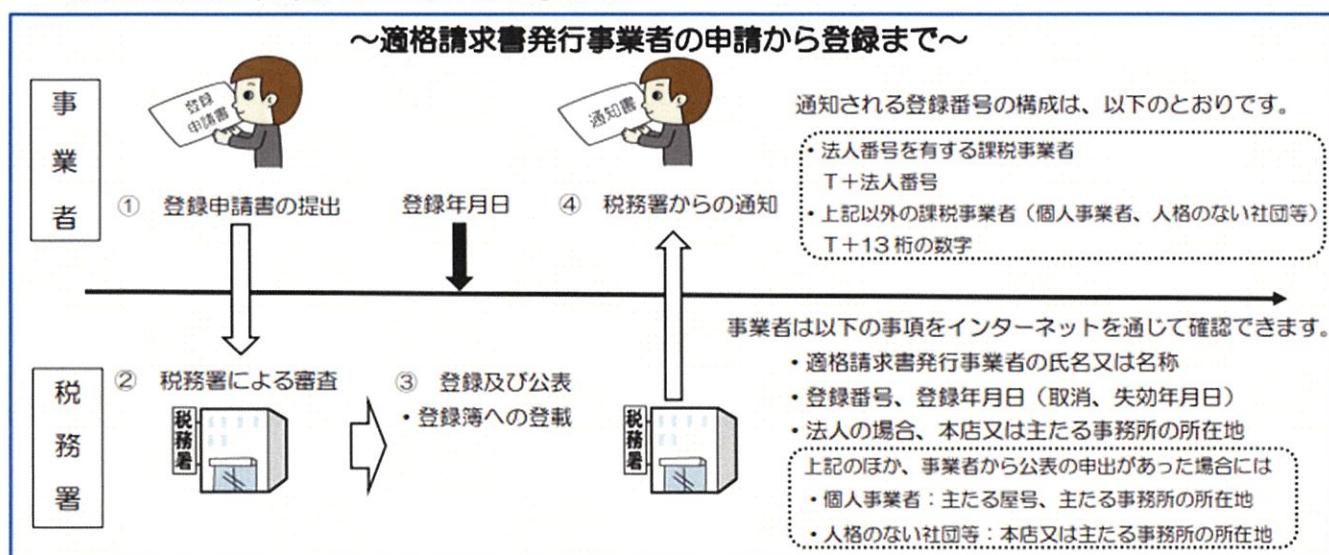
	～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【適格請求書等保存方式】 (いわゆるインボイス制度)
帳簿	一定の事項が記載された 帳簿の保存	区分記載請求書等保存方式 と同様
請求書等	区分記載請求書等 の保存	適格請求書(いわゆるインボイス)等 の保存

ここが
変わります

- 適格請求書を交付できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。
- 適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」(以下「登録申請書」といいます。)を提出し、登録を受ける必要があります。なお、課税事業者でなければ登録を受けることはできません。
- ※ 適格請求書発行事業者は、基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下となった場合であっても免税事業者にはならず、消費税及び地方消費税の申告義務が生じますのでご注意しましょう。

- 適格請求書を交付できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。
- 適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」(以下「登録申請書」といいます。)を提出し、登録を受ける必要があります。なお、課税事業者でなければ登録を受けることはできません。

※ 適格請求書発行事業者は、基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下となった場合であっても免税事業者にはならず、消費税及び地方消費税の申告義務が生じますのでご注意ください。



免税事業者の登録手続

- > 免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、課税事業者を選択する必要があります。

- 「消費税課税事業者選択届出書」※を提出し、課税事業者を選択するとともに、
- 課税事業者となる課税期間の初日の前日から起算して1月前の日までに
登録申請書を提出します。

※ 原則として、課税事業者選択届出書を提出した課税期間の翌課税期間から、課税事業者となります。

【例①】個人事業者や12月決算の法人が、課税事業者となる課税期間の初日である令和6年1月1日から登録を受ける場合

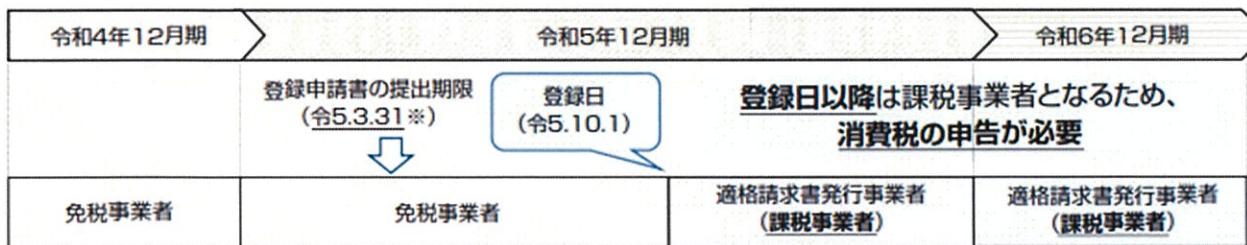
⇒ 課税事業者選択届出書を提出するとともに、登録申請書を令和5年11月30日までに提出する。

※ 課税事業者となる課税期間の初日（令和6年1月1日）の前日（令和5年12月31日）から起算して1月前の日

- > ただし、令和5年10月1日を含む課税期間中に登録を受けた場合は、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

- 登録申請書を提出します。
- ※ この場合、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません。

【例②】個人事業者や12月決算の法人が、令和5年10月1日から登録を受ける場合



【適格請求書の記載事項】

「適格請求書」の記載事項は次のとおりです。

- ①適格請求書発行事業者の氏名又は名称
- ②取引年月日
- ③取引の内容
- ④受領者の氏名又は名称
- (追加)適格請求書発行事業者の登録番号
- (追加)軽減税率の対象品目である旨(「※」印等をつけることにより明記)
- (追加)税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜又は税込)及び適用税率
- (追加)税率ごとに区分して合計した消費税額等(消費税額及び地方消費税額の合計額)

【適格請求書の交付義務免除】

適格請求書を交付することが困難な以下の取引は、適格請求書の交付義務が免除されます。

① 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送(3万円未満のものに限ります。)

② 出荷者が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡(出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります。)

③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡(無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。)

④ 自動販売機により行われる課税資産の譲渡等(3万円未満のものに限ります。)

⑤ 郵便切手を対価とする郵便サービス(郵便ポストに差し出されたものに限ります。)

適格請求書	適格簡易請求書※
<p>① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び<u>登録番号</u> ② 取引年月日 ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨） ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び<u>適用税率</u> ⑤ <u>税率ごとの消費税額等</u>（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ） ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称</p>	<p>① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び<u>登録番号</u> ② 取引年月日 ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨） ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み） ⑤ <u>税率ごとの消費税額等</u>（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ）<u>又は適用税率</u></p> <p>※ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等が交付することができます。</p>

△△商事様
登録番号 T012345...
11月分 131,200円
××年 11月 30日

日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,000円
11/1	豚肉 ※	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計	120,000円 消費税 11,200円	
10%対象	80,000円 消費税 8,000円	
8%対象	40,000円 消費税 3,200円	

適用税率及び消費税額等の記載
※ 軽減税率対象

スーパー〇〇 東京都 登録番号 T12345...
××年3月1日

領收証	
ヨーグルト※	1 ￥108
カップラーメン※	1 ￥216
ペットフード	1 ￥550
合計	￥874
8%対象	￥324 (内消費税額 ￥24)
10%対象	￥550 (内消費税額 ￥50)
※ 軽減税率対象	お預り ￥1,000 お釣 ￥126

適用税率又は消費税額等のどちらかを記載
※両方記載することも可能

おしゃべり軽減税率
Q & A

Q 適格請求書の様式は、法令又は通達等で定められていますか。



A

適格請求書の様式は、法令等で定められていません。
適格請求書として必要な事項が記載された書類（請求書、納品書、領収書、レシート等）であれば、名称を問わず、適格請求書に該当します。

2. 適格請求書発行事業者の義務等(売手側の留意点)

適格請求書発行事業者は、適格請求書を交付することが困難な一定の場合を除き、取引相手の求めに応じて、適格請求書を交付する義務と交付した適格請求書の写しを保存する義務が課されます。



(注)

- 1 適格請求書発行事業者は、交付した適格請求書に誤りがあった場合には、修正した適格請求書を交付しなければなりません。
- 2 適格請求書の交付に当たっては、以下の行為が禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。
 - (1) 適格請求書発行事業者の登録を受けていない事業者が、適格請求書と誤認されるおそれのある書類を交付すること。
 - (2) 適格請求書発行事業者が、偽りの記載をした適格請求書を交付すること。

3. 仕入税額控除の要件(買い手の留意点)

適格請求書等保存方式の下では、適格請求書など請求書等の交付を受けることが困難な場合を除き、帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。

注: 保存が必要な請求書等には、買い手が作成する仕入明細書等や卸売市場や農協等が作成する書類も含まれます。

(1) 帳簿の記載事項

保存が必要となる帳簿の記載事項は、以下のとおりです(現行と同様)。

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 対価の額

(2) 請求書等の範囲

保存が必要となる請求書等には、以下のものが含まれます。

- ① 適格請求書又は適格簡易請求書
- ② 仕入明細書等(適格請求書の記載事項が記載されており、相手方の確認を受けたもの)
- ③ 卸売市場において委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食料品等の譲渡及び農業協同組合等が委託を受けて行う農林水産物の譲渡について、受託者から交付を受ける一定の書類(前記3(2)(2)(3)の取引)
- ④ ①から③の書類に係る電磁的記録

(3) 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

請求書等の交付を受けることが困難な以下の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

- ① 適格請求書の交付義務が免除される前記①④⑤に掲げる取引
- ② 適格簡易請求書の記載事項(取引年月日を除きます。)を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
- ③ 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む者が適格請求書発行事業者でない者から棚卸資産を取得する取引
- ④ 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品(棚卸資産に限ります。)を購入する取引
- ⑤ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ

4. 免税事業者の留意事項

免税事業者の登録手続

免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、登録申請書に加えて「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者となる必要がありますが、令和5年 10 月1日を含む課税期間中に登録を受ける場合は、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

(1) 登録日が令和5年10月1日の属する課税期間の場合（経過措置の適用を受ける場合）

（例）12月決算の法人で、令和5年10月1日から登録を受ける場合

※ この場合、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません。

また、登録日以降は課税事業者となるため、消費税の申告が必要になります。

令和4年12月期	令和5年12月期		令和6年12月期
	登録申請書の提出期限 (令和5年3月31日)(注) ↓	登録日 (令和5年10月1日)	登録日以降は課税事業者となりますので、消費税の申告が必要になります。
免税事業者	免税事業者	適格請求書発行事業者 (課税事業者)	適格請求書発行事業者 (課税事業者)

(注) 令和5年3月31日までに提出することが困難な事情がある場合は、令和5年9月30日まで

(2) 登録日が令和5年10月1日の属する課税期間の翌課税期間以降の場合

（例）12月決算の法人で、課税事業者となった課税期間の初日である令和6年1月1日から登録を受ける場合

※ この場合、「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者を選択するとともに課税事業者となる課税期間の初日の前日から起算して1月前の日までに登録申請書の提出が必要となります。

令和4年12月期	令和5年12月期		令和6年12月期
	登録申請書の提出期限 (令和5年11月30日) ↓		登録日 (令和6年1月1日)
免税事業者	免税事業者		適格請求書発行事業者 (課税事業者)

4. まとめ

○ 適格請求書等保存方式（2023年10月1日～）の留意点

《登録制度の概要》

- 課税事業者が適格請求書を発行するには、所轄税務署長に申請し、「適格請求書発行事業者」の登録を受ける必要があります。
- 「適格請求書発行事業者」の登録は、適格請求書等保存方式が導入される2年前の2021年10月1日から登録申請の受付が開始されます。
※ 適格請求書等保存方式が導入される2023年10月1日に登録を受けるには2023年3月31日までに申請が必要です。
- 交付を受けた請求書の作成者が適格請求書発行事業者か否かは、インターネットを通じて登録番号を基に確認できる仕組みとなります。
- 適格請求書に記載する登録番号の構成は、以下のとおりです。

法人番号を有する課税事業者：T+法人番号、それ以外の課税事業者：T+13桁の数字

《適格請求書の交付義務等》

- 適格請求書発行事業者には、販売先（課税事業者に限ります。）から適格請求書の交付を求められた場合に、交付する義務があります。また、交付した適格請求書の写しを保存しなければなりません。
- 適格請求書発行事業者が、小売業、飲食店業、タクシー業などのように不特定かつ多数の者と取引を行う事業を行う場合には、適格請求書の交付に代えて、適格請求書よりも記載事項の少ない適格簡易請求書を交付することができます。
※ 交付困難な取引（3万円未満の公共交通取引、自動販売機取引等）は、交付義務が免除される特例があります。
※ 誤りがあった場合、修正適格請求書の交付義務があります。また、不正交付に対しては罰則があります。

《仕入税額控除のための適格請求書の保存の特例》

- 適格請求書の交付を受けることが困難な一定の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除が可能です。
※ 3万円未満の取引について、一律、帳簿のみの保存で仕入税額控除を可能とする現行の取扱いは廃止されます。

《免税事業者からの仕入れ》

- 免税事業者からの仕入れは、仕入税額控除ができません。
※ 経過措置として2026年9月30日までは仕入税額相当額の80%、2029年9月30日までは同50%が仕入税額控除可能です。

《電磁的な記録による交付・保存》

- 適格請求書の電磁的記録（いわゆる電子インボイス）による提供、保存も可能です。

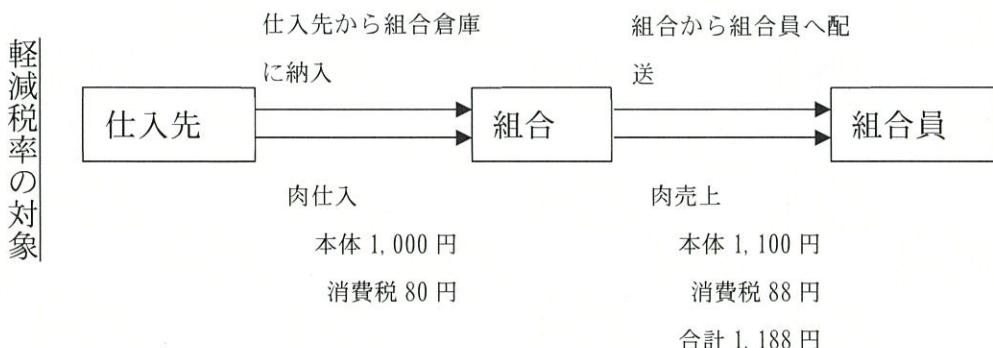


BREAK TIME

軽減税率対象の物品を共同購入(共同販売)しているケース

- 軽減税率の対象となる物品の共同購買にかかる消費税は当然に軽減税率の対象となりますか
- 組合の取引方法(斡旋・委託手数料なのか、商品販売利益なのか)により消費税率が異なることに留意する
- 軽減税率対象品の共同購買には、例えばお歳暮・お中元の共同購買等も該当するため、多くの組合において軽減税率対象取引が発生する可能性があります

(ケース) 組合が仕入先から購入し、組合員に販売しているケース



10. 組合が今後検討すべき課題

2023年、インボイス(適格請求書)制度が導入されると、「課税事業者」の発行した「インボイス」のみが法的に有効ということになります。免税事業者は、インボイス(適格請求書)は発行できません。すると、免税事業者と取引をし、支払いを請求された事業者は、消費税を上乗せした請求に対してお金を払ったとしても、消費税の控除の対象とならないことになります。

(免税事業者からの課税仕入れの取扱い)

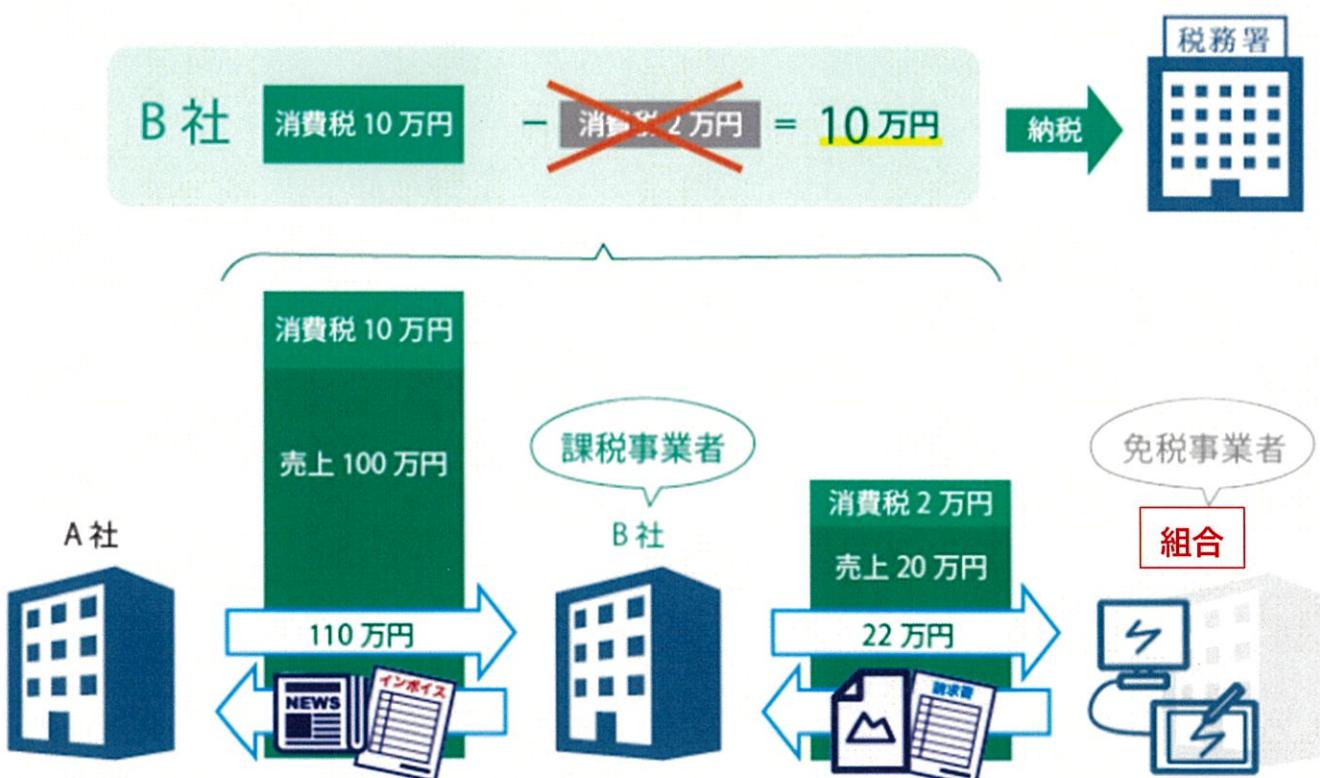
問15 区分記載請求書等保存方式に移行後であっても免税事業者からの課税仕入れについて、仕入税額控除ができますか。

【答】

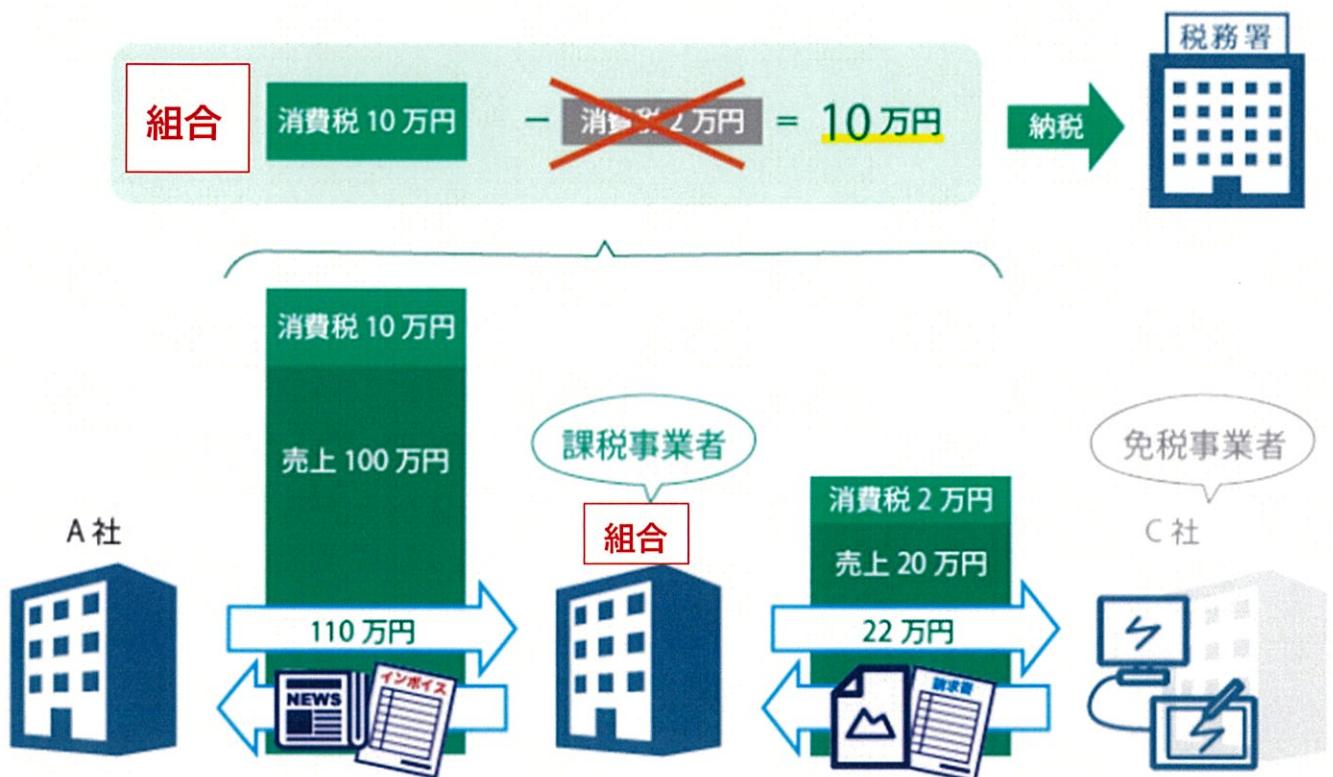
区分記載請求書等保存方式の下でも、免税事業者等からの課税仕入れについては、現行と同様に仕入税額控除の適用を受けることができます。

1. 組合が免税事業者、組合員が課税事業者

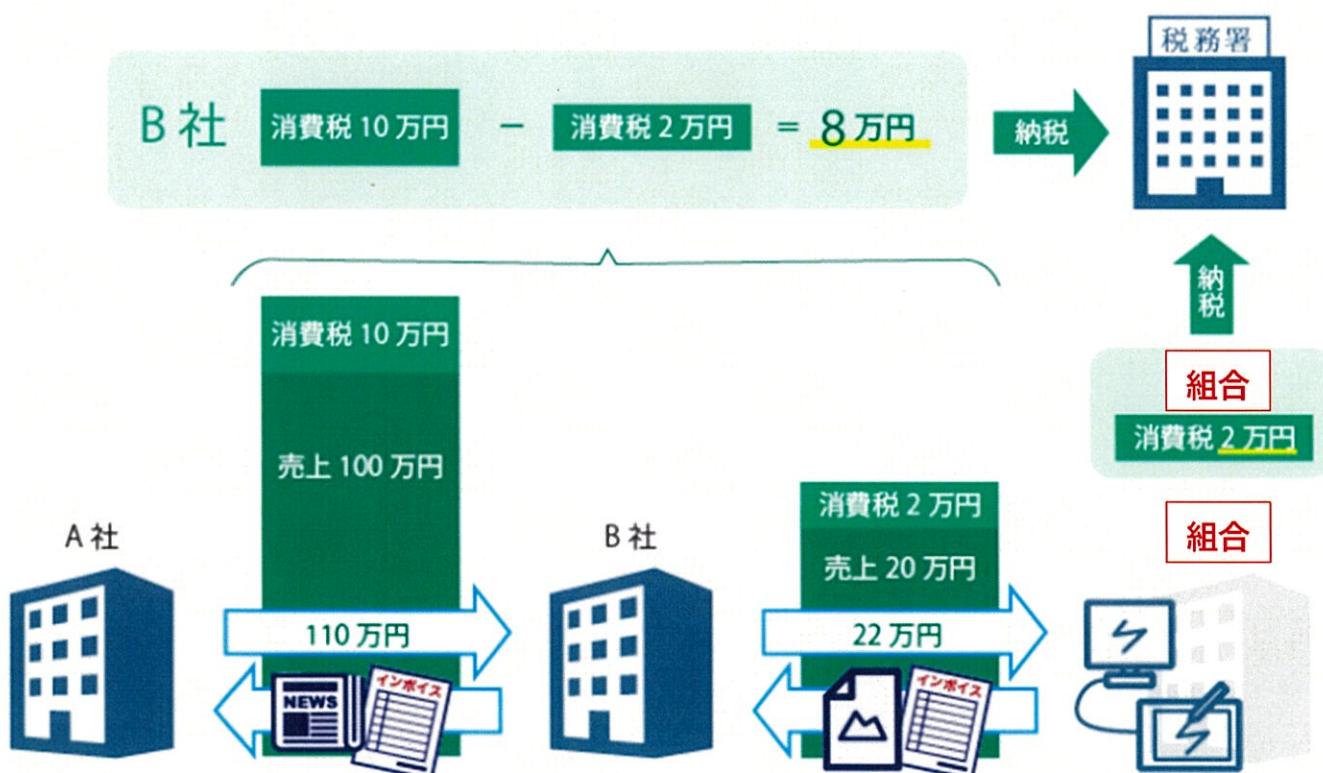
※組合が免税事業者だった場合、B社は仕入や経費で使った20万円の消費税2万円が認められず、10万円を納税しなくてはならない。



2. 組合が課税事業者、組合員が免税事業者



3. 免税事業者であった組合が課税事業者になった場合



《検討課題》

- 賦課金がメインの組合の場合、賦課金の金額を据え置くと赤字になる可能性がある。

《事例で確認》

消費税増税前の組合の収入は、18,240円、利益は80円だった。当組合は消費税の免税事業者であったことから、経済事業の収入については仕入の関係上8%から10%に引き上げたが、賦課金については変更しなかった。

(増税前の組合決算書)

<u>損益計算書(前期)</u>					
H30.10.1～R1.9.30					
(課税仕入)	事業費用	2,160	事業収入	3,240	(課税売上)
(課税仕入)	その他経費	10,800	賦課金収入	15,000	(不課税)
(不課税)	人件費	5,200			
	利益	80			
	合計	18,240	合計	18,240	

免税組合なので、消費税は税込経理である。



(増税後の組合決算書)

<u>損益計算書(当期)</u>					
R1.10.1～R2.9.30					
(課税仕入)	事業費用	2,200	事業収入	3,300	(課税売上)
(課税仕入)	その他経費	11,000	賦課金収入	15,000	(不課税)
(不課税)	人件費	5,200			
	利益	▲100			
	合計	18,300	合計	18,300	



消費税の増税によりその他経費にかかる支払い消費税が増加し、赤字に陥った。

インボイス制度による免税事業者への影響

免税事業者とは、前々期(基準期間)の課税売上高が1,000万円以下そのため、消費税の納稅義務を免除された事業者をいいます。インボイス制度が導入されると、発行されるインボイスには消費税の額が明記されます。また、インボイスを発行できるのは課税事業者に限られます。免税事業者はインボイスを発行できません。このため「免税事業者がインボイスを発行できないことによって取引から排除されるのではないか」という懸念があります。次の図は、インボイス制度導入前の現行の処理です。

売上側（免税事業者）

請求書①	
本体価格	100円
消費税	10円
計	110円

仕入側（課税事業者）

本体価格	100円
消費税	10円
計	110円



100円の費用負担と10円の税額控除

請求書②	
税込	110円



売上側は、免税事業者であっても消費税を請求することは問題ありませんでした。また、仕入側の課税事業者は、免税事業者と課税事業者のどちらから仕入れても、消費税の納税額を計算する場合に「税額を控除(納税額を減らせる)」できます。税額控除後の負担は 100 です。請求書①と請求書②はどちらでもよく、請求書の形式で消費税が明記されているかどうかは関係ありません。しかし、インボイス制度の導入後は、免税事業者と課税事業者で扱いが変わります。

売上側（免税事業者）

請求書③	
本体価格	100円
消費税	10円
計	110円

仕入側（課税事業者）

本体価格	110円
消費税	0円
計	110円

110円の費用負担、税額控除不可

請求書④	
本体価格	110円



売上側（課税事業者）

請求書⑤	
本体価格	100円
消費税	10円
計	110円

仕入側（課税事業者）

本体価格	100円
消費税	10円
計	110円

100円の費用負担と10円の税額控除

課税事業者しかインボイスを発行できないので、免税事業者は消費税を請求できません(請求書③)。課税事業者から見ると、免税事業者と課税事業者からの仕入価格はどちらも 110 円を支払うことには変わりません(請求書④・請求書⑤)。しかし、課税事業者免税事業者から仕入れた場合(請求書④)は、「税額控除ができない」「費用が増えて利益が減る」という結果になります。合理性を考えれば、仕入側は、仕入先として課税事業者を選ぶ(請求書⑤)ことが想定されます。

まとめ

- ・ インボイス制度の導入後、免税事業者からの仕入れは消費税の税額控除ができない。
- ・ 仕入れが同額なら、課税事業者から仕入れたほうが有利なため、免税事業者は排除される懸念あり。
- ・ 下請けなど企業相手の仕事が中心の免税事業者は、課税事業者の選択を迫られる。
- ・ 課税事業者に移行しない免税事業者は、元請けから消費税相当分の値下げを迫られる可能性が高まる。

(参考資料)

「2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)」に係る費用の税務上の取扱い 国税庁

今回照会がなされた項目は、以下の3つに大別されています。

1. 出展・出店
2. バーチャル会場での展示等
3. 協賛

また、協賛については、提供物等によって、さらに4つに区別されています。

- ・ 資金提供による協賛
- ・ 施設・物品提供による協賛
- ・ 無償貸与による協賛
- ・ 役務提供による協賛

その他、消費税関係も照会がなされています。こちらもあわせて確認されるとよいでしょう。

「2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)」に係る費用の税務上の取扱いについて 取引等に係る税務上の取扱い等に関する照会(同業者団体等用)

[照会]

照会者	①(フリガナ) 氏名・名称	公益社団法人 2025年日本国際博覧会協会
	②(フリガナ) 総代又は法人の代表者	(ダイヒヨウリジ トクラ マサカズ) 代表理事 十倉 雅和
照会の内容	③ 照会の趣旨(法令解釈・適用上の疑義の要約及び照会者の求める見解の内容)	別紙の <u>1</u> のとおり
	④ 照会に係る取引	別紙の <u>2</u> のとおり

等の事実関係(取引等関係者の名称、取引等における権利・義務関係等)	
⑤ ④の事実関係に 対して照会者の求め る見解となることの理 由	別紙の <u>3</u> のとおり
⑥ 関係する法令条項等	法人税法第 22 条、消費税法第 30 条
⑦ 添付書類	-

[回答]

⑧ 回 答 年 月 日	令和5年3月 28 日	⑨回答者	大阪国税局 審理課長
⑩回答内 容	<p>標題のことについては、御照会に係る事実関係を前提とする限り、貴見のとおりで差し支えありません。</p> <p>ただし、次のことを申し添えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (1) この文書回答は、御照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答ですので、個々の納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。 2. (2) この回答内容は大阪国税局としての見解であり、個々の納税者の申告内容等を拘束するものではありません。 		

1 照会の趣旨

2025 年日本国際博覧会(略称「大阪・関西万博」、以下「本博覧会」といいます。)は、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとして、2025 年(令和7年)4月 13 日(日)から 10 月 13 日(月)までの 184 日間、大阪市の夢洲で開催される国際博覧会です。

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会(以下「協会」といいます。)では、本博覧会の成功に向けて、個人、企業又は団体等(以下「企業等」といいます。)の皆様に幅広く出展・出店いただくとともに、協賛いただくことで協賛特典として、主に企業等名の広告宣伝を行いたいと考えています。

なお、前回の 2005 年日本国際博覧会(以下「愛・地球博」といいます。)につきましては、「2005 年日本国際博覧会(愛・地球博)に係る費用の税務上の取扱いについて(照会)」により国税庁に照会がなされ、平成 15 年 7 月 7 日付で「貴見のとおりで差し支えない」旨の回答が国税庁ホームページに掲載されているところです。

本博覧会は、出展・協賛方法や広告宣伝の内容等について、愛・地球博と一部相違する事実関係がありますので、企業等(以下出展・出店をする企業等を「出展企業等」、協賛をする企業等を「協賛

企業等」といいます。)に疑問が生ずることのないよう、愛・地球博と異なる次の点について改めて照会させていただきます。

2 照会に係る取引等の事実関係

(1) 出展・出店

協会が提供する敷地又は施設等において、出展企業等が、自らの企画、運営によりパビリオン出展や営業店舗の出店等を行うもので、①施設の建設、内装・展示物等の製作や設置、②建設・製作後の運営、維持管理並びに③会期後の撤去、解体及び敷地等の原状回復等を行い、敷地利用料等を含む費用は全て当該出展企業等が負担します。

(2) バーチャル会場での展示等

出展企業等は、大阪・関西万博バーチャル会場(オンライン空間上に、実際の博覧会を模した会場を構築するもので、当該会場を以下「バーチャル会場」といいます。)においても展示等をすることができます。

この場合、出展企業等は、バーチャル会場で展示等するコンテンツを自ら制作し、当該制作に係る費用負担やその運営など、バーチャル会場実現に必要な役務の提供等を行います。

また、協賛企業等についても、一定の条件を満たす場合には、自らの費用負担によりバーチャル会場での展示等をすることができます。

なお、バーチャル会場は展示等の期間終了後に閉鎖します。

(3) 協賛

イ 各種協賛形態

協賛企業等は、広告宣伝を主な目的として次の(イ)ないし(ニ)のいずれかの方法又は組み合わせにより本博覧会に協賛します。

(イ) 資金提供

協会が企画する事業に要する費用に充てるための金銭を協会に提供します(年度毎等に分割払する場合があります。)。

(ロ) 施設・物品提供

協会が企画する事業に要する施設や物品等(設備、部材及び消耗品等)を協会に現物で提供します。

(ハ) 無償貸与

協会が企画する事業に要する施設や物品等(設備、部材及び消耗品等)を協会に無償で貸与します。

(二) 役務提供

協会が企画する事業に要するシステム開発のための人材の提供、技術・運営スタッフの提供、敷材輸送及びクラウドサービスの提供等の役務提供を協会に無償で行います。

ロ 協賛特典

協会では、次の協賛特典を用意しています。協賛特典は、協賛内容(注1)により利用できる特典が異なります。また、協賛金額(注2)に応じて、受けられる特典の内容が異なるほか、呼称の名称、社名等(社名、シンボルマーク、ロゴマーク等。以下同じです。)の表示箇所、表示面積及び表示回数、施設の利用可能回数等に差異を設けることとしています。

番号	協賛特典内容	広告宣伝期間
①	製品・サービスに係る広告宣伝・販売促進に関連した呼称(プラチナパートナー等)の使用権付与	協賛期間(注3)
②	協会ホームページや出版物等への社名等の掲載(表示)	
③	公式キャラクターの使用権付与・公式ロゴマークの商品広告や景品への使用権付与	
④	プロデューサーとの共同プロジェクトへの参画権の付与	
⑤	会場内の媒体・コンテンツ等における社名等の表示	開催期間(注4)
⑥	バーチャル会場出展権の付与	

(注)

- 協賛金等が充てられる事業に応じてテーマ事業協賛(プロデューサーが企画するテーマ事業への協賛)、会場整備、運営及び催事への協賛などがあります。
- 協賛金額は、上記イ(イ)の資金提供の場合は提供する金銭の額、上記イ(ロ)の施設・物品提供の場合は施設・物品等の価額、上記イ(ハ)の無償貸与の場合は賃貸料相当額、上記イ(ニ)の役務提供の場合は提供する役務の価額とし、(イ)ないし(ニ)の組み合わせによる協賛の場合は、その合計額とします。
- 協賛に係る契約締結日から本博覧会の閉会日である 2025 年 10 月 13 日までとなります。
- バーチャル会場については、本博覧会の開会日である 2025 年 4 月 13 日より前の日から公開される場合があります。

3 照会者の求める見解となることの理由

(1) 法人税・所得税関係

イ 出展・出店参加費用

(イ) 建設費及び展示費(廃材等の処分見込価額を除きます。)については、その支出額を本博覧会の開催期間(184 日間)を基礎として期間配分することになると考えます。

ただし、本博覧会終了後、出展企業等が引き続き事業の用に供することが明らかな資産については、減価償却を行う等一般的の例によると考えます。

(ロ) 運営費及び事務局経費については、支出の都度、損金の額又は必要経費に算入することになると考えます。

(ハ) 撤去費用(解体費や原状回復費を含みます。)については、撤去等の日の属する事業年度の損金の額又は年の必要経費に算入することになると考えます。

(ニ) 敷地利用料等については、敷地引渡しのあった日以後に終了する事業年度又は年において、その引渡しのあった日以後、閉会日までの期間の経過に応じて損金の額又は必要経費に算入することになると考えます。

ロ バーチャル会場での展示等参加費用

バーチャル会場で展示等する場合については、次のとおりで差し支えないと考えます。ただし、バーチャル会場の展示等の期間終了後、引き続き事業の用に供することが明らかな資産については、減価償却を行う等一般的の例によると考えます。

(イ) コンテンツ制作費用については、その支出額をバーチャル会場での展示等の期間を基礎として

期間配分し、損金の額又は必要経費に算入する。

(ロ) 運営費については、支出の都度、損金の額又は必要経費に算入する。

ハ 資金提供による協賛

上記2(3)ロの表のとおり、協会は協賛企業等に対して付与する広告宣伝の特典が協賛金額相応の特典となるよう特典内容を決定しており、協賛としての資金提供には、協賛金額に応じた不特定多数の者に対する一定の広告宣伝効果が生じると考えられます。

また、協賛企業等は、協賛金額や協賛内容に応じた複数の特典が付与されることとなります、それぞれの特典内容により広告宣伝期間は異なります。

他方、協賛企業等は、一括又は分割して金銭の提供を行うこととしているところですが、個々の広告宣伝の特典の金額は定められておらず、また、協賛企業等においても、個々の広告宣伝の特典の金額を見積もることは実務上困難です。

したがって、協賛企業等が支出する金銭の額については、その提供方法が一括払いであるか又は分割払いであるかにかかわらず、上記2(3)ロの表に掲げる広告宣伝期間のうち広告宣伝効果が最も長い期間である協賛期間（協賛に係る契約締結日から本博覧会の閉会日である2025年10月13日まで。）を基礎として期間配分し、協賛企業等の損金の額又は必要経費に算入して差し支えないと考えます。

なお、協賛特典には、「公式キャラクター・公式ロゴマークの使用」に要する費用が出版権の設定の対価（法人税基本通達8-1-10、所得税基本通達2-29の3）に準じて繰延資産に該当すると考えられますが、仮に繰延資産として計上したとしても広告宣伝を行う期間に応じて損金の額又は必要経費に算入することに変わりはないことから、協賛金額のうち特にその部分だけを区分することは要しないと考えます。

二 施設・物品提供による協賛

施設・物品を提供するために支出する費用（搬入及び据付けに要する費用を含みます。）については、次のいずれかのとおりで差し支えないと考えます。

(イ) 協賛期間を基礎として期間配分し、協賛企業等の損金の額又は必要経費に算入する。

(ロ) その施設・物品を提供した日から本博覧会の閉会日までの期間を基礎として期間配分し、協賛企業等の損金の額又は必要経費に算入する。

ホ 無償貸与による協賛

協賛企業等が協会に施設や物品等を無償貸与するために支出する費用については、次のとおりで差し支えないと考えます。

(イ) 貸与する施設・物品等は、貸与期間中も（新規に建設、製作又は調達してそのまま協会に貸与する場合は、貸与日以降）事業の用に供する資産として減価償却を行う等一般的の例による。

(ロ) 貸与する施設・物品等の搬入及び据付けのために要する費用（新規に建設、製作又は調達してそのまま協会に貸与する場合を除きます。）については、上記ハと同様に、協賛期間を基礎として期間配分し、損金の額又は必要経費に算入する。

(ハ) 貸与する施設・物品等の撤去費用（廃材等の処分見込額を除きます。）については、その撤去日の属する事業年度の損金の額又は年の必要経費に算入する。

ヘ 役務提供による協賛

協賛企業等が協会に役務を提供するために支出する費用については、上記ハと同様、協賛期間を基礎として期間配分し、損金の額又は必要経費に算入して差し支えないと考えます。

ただし、次の(イ)ないし(ハ)の場合は、それぞれ次のとおりになるとと考えます。

(イ) 自社の従業員を技術・運営等のスタッフとして派遣する場合、その役務提供に要する費用は、協賛企業等の従業員である派遣者に対する給与であることから、通常の給与と同様にその支出の都

度損金の額又は必要経費に算入する。

- (ロ) 役務を提供するために取得する資産であって、役務の提供以降も引き続き事業の用に供するこ
とが明らかな資産については、減価償却を行う等一般の例による。
- (ハ) 本博覧会閉会後に役務を提供するために支出する費用については、役務の提供の都度損金
の額又は必要経費に算入する。

(2) 消費税関係

イ 出展・出店に係る支出、バーチャル会場での展示等に係る支出及び施設・物品提供、無償貸与若
しくは役務提供による協賛に係る支出については、給与等を対価とする役務の提供に該当するもの
又は消費税が非課税、免税若しくは不課税となる資産の譲渡等に係るものをお除き、課税仕入れに係
る支払対価の額に該当すると考えます。

ロ 協賛企業等が広告宣伝の内容に応じて協会へ提供する金銭については、課税仕入れに係る支
払対価の額に該当すると考えます。

なお、控除対象仕入税額の計算及び上記に係る支出のうち「電気通信利用役務の提供」^{*}に係る対
価に該当するものがある場合の取扱いについては、消費税法の規定によることになると考えます。

※ 消費税法第2条第1項第八号の三に規定する「電気通信利用役務の提供」をいいます。

2 照会に係る取引等の事実関係

(1) 出展・出店

協会が提供する敷地又は施設等において、出展企業等が、自らの企画、運営によりパビリオン出展
や営業店舗の出店等を行うもので、①施設の建設、内装・展示物等の製作や設置、②建設・製作後
の運営、維持管理並びに③会期後の撤去、解体及び敷地等の原状回復等を行い、敷地利用料等を
含む費用は全て当該出展企業等が負担します。

(2) バーチャル会場での展示等

出展企業等は、大阪・関西万博バーチャル会場(オンライン空間上に、実際の博覧会を模した会場を
構築するもので、当該会場を以下「バーチャル会場」といいます。)において展示等をすることが可
能です。

この場合、出展企業等は、バーチャル会場で展示等するコンテンツを自ら制作し、当該制作に係る
費用負担やその運営など、バーチャル会場実現に必要な役務の提供等を行います。

また、協賛企業等についても、一定の条件を満たす場合には、自らの費用負担によりバーチャル会
場での展示等をすることができます。

なお、バーチャル会場は展示等の期間終了後に閉鎖します。

(3) 協賛

イ 各種協賛形態

協賛企業等は、広告宣伝を主な目的として次の(イ)ないし(ニ)のいずれかの方法又は組み合わせによ
り本博覧会に協賛します。

(イ) 資金提供

協会が企画する事業に要する費用に充てるための金銭を協会に提供します(年度毎等に分割払す
る場合があります。)。

(ロ) 施設・物品提供

協会が企画する事業に要する施設や物品等(設備、部材及び消耗品等)を協会に現物で提供しま
す。

(ハ) 無償貸与

協会が企画する事業に要する施設や物品等(設備、部材及び消耗品等)を協会に無償で貸与します。

(二) 役務提供

協会が企画する事業に要するシステム開発のための人材の提供、技術・運営スタッフの提供、敷材輸送及びクラウドサービスの提供等の役務提供を協会に無償で行います。

口 協賛特典

協会では、次の協賛特典を用意しています。協賛特典は、協賛内容(注1)により利用できる特典が異なります。また、協賛金額(注2)に応じて、受けられる特典の内容が異なるほか、呼称の名称、社名等(社名、シンボルマーク、ロゴマーク等。以下同じです。)の表示箇所、表示面積及び表示回数、施設の利用可能回数等に差異を設けることとしています。

番号	協賛特典内容	広告宣伝期間
①	製品・サービスに係る広告宣伝・販売促進に関連した呼称(プラチナパートナー等)の使用権付与	協賛期間(注3)
②	協会ホームページや出版物等への社名等の掲載(表示)	
③	公式キャラクターの使用権付与・公式ロゴマークの商品広告や景品への使用権付与	
④	プロデューサーとの共同プロジェクトへの参画権の付与	
⑤	会場内の媒体・コンテンツ等における社名等の表示	開催期間(注4)
⑥	バーチャル会場出展権の付与	

(注)

- 1 協賛金等が充てられる事業に応じてテーマ事業協賛(プロデューサーが企画するテーマ事業への協賛)、会場整備、運営及び催事への協賛などがあります。
- 2 協賛金額は、上記イ(イ)の資金提供の場合は提供する金銭の額、上記イ(ロ)の施設・物品提供の場合は施設・物品等の価額、上記イ(ハ)の無償貸与の場合は賃貸料相当額、上記イ(ニ)の役務提供の場合は提供する役務の価額とし、(イ)ないし(ニ)の組み合わせによる協賛の場合は、その合計額とします。
- 3 協賛に係る契約締結日から本博覧会の閉会日である 2025 年 10 月 13 日までとなります。
- 4 バーチャル会場については、本博覧会の開会日である 2025 年 4 月 13 日より前の日から公開される場合があります。

3 照会者の求める見解となることの理由

(1) 法人税・所得税関係

イ 出展・出店参加費用

(イ) 建設費及び展示費(廃材等の処分見込価額を除きます。)については、その支出額を本博覧会の開催期間(184 日間)を基礎として期間配分することになると考えます。

ただし、本博覧会終了後、出展企業等が引き続き事業の用に供することが明らかな資産については、減価償却を行う等一般的の例によると考えます。

(ロ) 運営費及び事務局経費については、支出の都度、損金の額又は必要経費に算入することにな

ると考えます。

(ハ) 撤去費用(解体費や原状回復費を含みます。)については、撤去等の日の属する事業年度の損金の額又は年の必要経費に算入することになると考えます。

(ニ) 敷地利用料等については、敷地引渡しのあった日以後に終了する事業年度又は年において、その引渡しのあった日以後、閉会日までの期間の経過に応じて損金の額又は必要経費に算入することになると考えます。

ロ バーチャル会場での展示等参加費用

バーチャル会場で展示等する場合については、次のとおりで差し支えないと考えます。ただし、バーチャル会場の展示等の期間終了後、引き続き事業の用に供することが明らかな資産については、減価償却を行う等一般的な例によると考えます。

(イ) コンテンツ制作費用については、その支出額をバーチャル会場での展示等の期間を基礎として期間配分し、損金の額又は必要経費に算入する。

(ロ) 運営費については、支出の都度、損金の額又は必要経費に算入する。

ハ 資金提供による協賛

上記2(3)ロの表のとおり、協会は協賛企業等に対して付与する広告宣伝の特典が協賛金額相応の特典となるよう特典内容を決定しており、協賛としての資金提供には、協賛金額に応じた不特定多数の者に対する一定の広告宣伝効果が生じると考えられます。

また、協賛企業等は、協賛金額や協賛内容に応じた複数の特典が付与されることになりますが、それぞれの特典内容により広告宣伝期間は異なります。

他方、協賛企業等は、一括又は分割して金銭の提供を行うこととしているところですが、個々の広告宣伝の特典の金額は定められておらず、また、協賛企業等においても、個々の広告宣伝の特典の金額を見積ることは実務上困難です。

したがって、協賛企業等が支出する金銭の額については、その提供方法が一括払いであるか又は分割払いであるかにかかわらず、上記2(3)ロの表に掲げる広告宣伝期間のうち広告宣伝効果が最も長い期間である協賛期間(協賛に係る契約締結日から本博覧会の閉会日である2025年10月13日まで。)を基礎として期間配分し、協賛企業等の損金の額又は必要経費に算入して差し支えないと考えます。

なお、協賛特典には、「公式キャラクター・公式ロゴマークの使用」に要する費用が出版権の設定の対価(法人税基本通達8-1-10、所得税基本通達2-29の3)に準じて繰延資産に該当すると考えられますが、仮に繰延資産として計上したとしても広告宣伝を行う期間に応じて損金の額又は必要経費に算入することに変わりはないことから、協賛金額のうち特にその部分だけを区分することは要しないと考えます。

二 施設・物品提供による協賛

施設・物品を提供するために支出する費用(搬入及び据付けに要する費用を含みます。)については、次のいずれかのとおりで差し支えないと考えます。

(イ) 協賛期間を基礎として期間配分し、協賛企業等の損金の額又は必要経費に算入する。

(ロ) その施設・物品を提供した日から本博覧会の閉会日までの期間を基礎として期間配分し、協賛企業等の損金の額又は必要経費に算入する。

ホ 無償貸与による協賛

協賛企業等が協会に施設や物品等を無償貸与するために支出する費用については、次のとおりで差し支えないと考えます。

(イ) 貸与する施設・物品等は、貸与期間中も(新規に建設、製作又は調達してそのまま協会に貸与する場合は、貸与日以降)事業の用に供する資産として減価償却を行う等一般的な例による。

(ロ) 貸与する施設・物品等の搬入及び据付けのために要する費用(新規に建設、製作又は調達してそのまま協会に貸与する場合を除きます。)については、上記ハと同様に、協賛期間を基礎として期間配分し、損金の額又は必要経費に算入する。

(ハ) 貸与する施設・物品等の撤去費用(廃材等の処分見込額を除きます。)については、その撤去の日の属する事業年度の損金の額又は年の必要経費に算入する。

ヘ 役務提供による協賛

協賛企業等が協会に役務を提供するために支出する費用については、上記ハと同様、協賛期間を基礎として期間配分し、損金の額又は必要経費に算入して差し支えないと考えます。

ただし、次の(イ)ないし(ハ)の場合は、それぞれ次のとおりになるとと考えます。

(イ) 自社の従業員を技術・運営等のスタッフとして派遣する場合、その役務提供に要する費用は、協賛企業等の従業員である派遣者に対する給与であることから、通常の給与と同様にその支出の都度損金の額又は必要経費に算入する。

(ロ) 役務を提供するために取得する資産であって、役務の提供以降も引き続き事業の用に供するこ
とが明らかな資産については、減価償却を行う等一般的な例による。

(ハ) 本博覧会閉会後に役務を提供するために支出する費用については、役務の提供の都度損金
の額又は必要経費に算入する。

(2) 消費税関係

イ 出展・出店に係る支出、バーチャル会場での展示等に係る支出及び施設・物品提供、無償貸与若しくは役務提供による協賛に係る支出については、給与等を対価とする役務の提供に該当するもの又は消費税が非課税、免税若しくは不課税となる資産の譲渡等に係るもの�除き、課税仕入れに係る支払対価の額に該当すると考えます。

ロ 協賛企業等が広告宣伝の内容に応じて協会へ提供する金銭については、課税仕入れに係る支
払対価の額に該当すると考えます。

なお、控除対象仕入税額の計算及び上記に係る支出のうち「電気通信利用役務の提供」※に係る対
価に該当するものがある場合の取扱いについては、消費税法の規定によることになるとと考えます。

※ 消費税法第2条第1項第八号の三に規定する「電気通信利用役務の提供」をいいます。

照会者の求める見解となることの理由

(1) 法人税・所得税関係

イ 出展・出店参加費用

(イ) 建設費及び展示費(廃材等の処分見込額を除きます。)については、その支出額を本博覧会
の開催期間(184日間)を基礎として期間配分することになるとと考えます。

ただし、本博覧会終了後、出展企業等が引き続き事業の用に供することが明らかな資産について
は、減価償却を行う等一般的な例によると考えます。

(ロ) 運営費及び事務局経費については、支出の都度、損金の額又は必要経費に算入することにな
ると考えます。

(ハ) 撤去費用(解体費や原状回復費を含みます。)については、撤去等の日の属する事業年度の損
金の額又は年の必要経費に算入することになるとと考えます。

(ニ) 敷地利用料等については、敷地引渡しのあった日以後に終了する事業年度又は年において、
その引渡しのあった日以後、閉会日までの期間の経過に応じて損金の額又は必要経費に算入するこ
とになるとと考えます。

ロ バーチャル会場での展示等参加費用

バーチャル会場で展示等する場合については、次のとおりで差し支えないと考えます。ただし、バーチャル会場の展示等の期間終了後、引き続き事業の用に供することが明らかな資産については、減価償却を行う等一般的な例によると考えます。

(イ) コンテンツ制作費用については、その支出額をバーチャル会場での展示等の期間を基礎として期間配分し、損金の額又は必要経費に算入する。

(ロ) 運営費については、支出の都度、損金の額又は必要経費に算入する。

ハ 資金提供による協賛

上記2(3)ロの表のとおり、協会は協賛企業等に対して付与する広告宣伝の特典が協賛金額相応の特典となるよう特典内容を決定しており、協賛としての資金提供には、協賛金額に応じた不特定多数の者に対する一定の広告宣伝効果が生じると考えられます。

また、協賛企業等は、協賛金額や協賛内容に応じた複数の特典が付与されることとなります、それぞれの特典内容により広告宣伝期間は異なります。

他方、協賛企業等は、一括又は分割して金銭の提供を行うこととしているところですが、個々の広告宣伝の特典の金額は定められておらず、また、協賛企業等においても、個々の広告宣伝の特典の金額を見積もることは実務上困難です。

したがって、協賛企業等が支出する金銭の額については、その提供方法が一括払いであるか又は分割払いであるかにかかわらず、上記2(3)ロの表に掲げる広告宣伝期間のうち広告宣伝効果が最も長い期間である協賛期間(協賛に係る契約締結日から本博覧会の閉会日である2025年10月13日まで。)を基礎として期間配分し、協賛企業等の損金の額又は必要経費に算入して差し支えないと考えます。

なお、協賛特典には、「公式キャラクター・公式ロゴマークの使用」に要する費用が出版権の設定の対価(法人税基本通達8-1-10、所得税基本通達2-29の3)に準じて繰延資産に該当すると考えられますが、仮に繰延資産として計上したとしても広告宣伝を行う期間に応じて損金の額又は必要経費に算入することに変わりはないことから、協賛金額のうち特にその部分だけを区分することは要しないと考えます。

二 施設・物品提供による協賛

施設・物品を提供するために支出する費用(搬入及び据付けに要する費用を含みます。)については、次のいずれかのとおりで差し支えないと考えます。

(イ) 協賛期間を基礎として期間配分し、協賛企業等の損金の額又は必要経費に算入する。

(ロ) その施設・物品を提供した日から本博覧会の閉会日までの期間を基礎として期間配分し、協賛企業等の損金の額又は必要経費に算入する。

ホ 無償貸与による協賛

協賛企業等が協会に施設や物品等を無償貸与するために支出する費用については、次のとおりで差し支えないと考えます。

(イ) 貸与する施設・物品等は、貸与期間中も(新規に建設、製作又は調達してそのまま協会に貸与する場合は、貸与日以降)事業の用に供する資産として減価償却を行う等一般的な例による。

(ロ) 貸与する施設・物品等の搬入及び据付けのために要する費用(新規に建設、製作又は調達してそのまま協会に貸与する場合を除きます。)については、上記ハと同様に、協賛期間を基礎として期間配分し、損金の額又は必要経費に算入する。

(ハ) 貸与する施設・物品等の撤去費用(廃材等の処分見込額を除きます。)については、その撤去の日の属する事業年度の損金の額又は年の必要経費に算入する。

ヘ 役務提供による協賛

協賛企業等が協会に役務を提供するために支出する費用については、上記ハと同様、協賛期間を

基礎として期間配分し、損金の額又は必要経費に算入して差し支えないと考えます。

ただし、次の(イ)ないし(ハ)の場合は、それぞれ次のとおりになると考えます。

(イ) 自社の従業員を技術・運営等のスタッフとして派遣する場合、その役務提供に要する費用は、協賛企業等の従業員である派遣者に対する給与であることから、通常の給与と同様にその支出の都度損金の額又は必要経費に算入する。

(ロ) 役務を提供するために取得する資産であって、役務の提供以降も引き続き事業の用に供するこ
とが明らかな資産については、減価償却を行う等一般の例による。

(ハ) 本博覧会閉会後に役務を提供するために支出する費用については、役務の提供の都度損金
の額又は必要経費に算入する。

(2) 消費税関係

イ 出展・出店に係る支出、バーチャル会場での展示等に係る支出及び施設・物品提供、無償貸与若しくは役務提供による協賛に係る支出については、給与等を対価とする役務の提供に該当するもの又は消費税が非課税、免税若しくは不課税となる資産の譲渡等に係るもの除き、課税仕入れに係る支払対価の額に該当すると考えます。

ロ 協賛企業等が広告宣伝の内容に応じて協会へ提供する金銭については、課税仕入れに係る支
払対価の額に該当すると考えます。

なお、控除対象仕入税額の計算及び上記に係る支出のうち「電気通信利用役務の提供」^{*}に係る対
価に該当するものがある場合の取扱いについては、消費税法の規定によることになるとと考えます。

* 消費税法第2条第1項第八号の三に規定する「電気通信利用役務の提供」をいいます。



◆ 令和6年度 中小企業組合運営指導事業(研修)アンケート ◆

組合税務① 講習

中小企業組合運営指導事業（教育・啓発事業）を受講いただき、ありがとうございます。

皆様のご意見を今後の研修企画の参考にさせていただきたく、是非、アンケートにご協力をお願いします。

1. 貴組合の状況についてお教えください。

- | | | | | |
|-----------------|-------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|--------------------------------|
| ①組合員数について……… | <input type="checkbox"/> 10未満 | <input type="checkbox"/> 10～30未満 | <input type="checkbox"/> 30以上 | |
| ②事務局員数について……… | <input type="checkbox"/> なし | <input type="checkbox"/> 1人 | <input type="checkbox"/> 2～3人 | <input type="checkbox"/> 4人以上 |
| ③設立からの経過年数について… | <input type="checkbox"/> 3年末満 | <input type="checkbox"/> 3～5年末満 | <input type="checkbox"/> 5～10年末満 | <input type="checkbox"/> 10年以上 |

2. 受講者についてお教えください。

- | | | | |
|-----------------------|---------------------------------|---------------------------------------|----------------------------------|
| ①ご自身の従事年数について… | <input type="checkbox"/> 3年末満 | <input type="checkbox"/> 3～5年末満 | <input type="checkbox"/> 5年以上 |
| ②ご自身の役職について……… | <input type="checkbox"/> 役員 | <input type="checkbox"/> 職員 | <input type="checkbox"/> その他 () |
| ③本研修(H23より実施)の受講について… | <input type="checkbox"/> 今年が初めて | <input type="checkbox"/> 以前に参加したことがある | |

3. 本日の研修をどこで知りましたか。(複数回答可)

- | | | | |
|--------------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 中央会のメール | <input type="checkbox"/> 中央会のHP | <input type="checkbox"/> 大阪府のHP | <input type="checkbox"/> 中央会のメール |
| <input type="checkbox"/> 商工ニュース(メール) | | | |
| <input type="checkbox"/> その他 () | | | |

4. 本日のWeb研修を受講した動機を教えてください。(複数回答可)

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 組合課題に合致した内容だったから | <input type="checkbox"/> 将来役に立つ内容と思ったから |
| <input type="checkbox"/> 空き時間に視聴できるから | <input type="checkbox"/> 繰り返し視聴できるから |
| <input type="checkbox"/> 会場へ移動する必要がないから | <input type="checkbox"/> その他 () |

5. 本日の講座内容について理解できましたか。

- | | | | |
|----------------------------------|----------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> よく理解できた | <input type="checkbox"/> ほぼ理解できた | <input type="checkbox"/> あまり理解できなかった | <input type="checkbox"/> 理解できなかった |
| 理由 () | | | |

6. 本日の講座内容は組合運営に役立てることができますか。

- | | | | |
|--|-------------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 大いに役立てることができる | <input type="checkbox"/> 役立てることができる | <input type="checkbox"/> あまり役立たない | <input type="checkbox"/> 役立たない |
| 理由 () | | | |

7. 来年度以降実施を希望する研修テーマを教えてください。(複数回答可)

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 共同事業活性化 | <input type="checkbox"/> 外国人技能実習制度 |
| <input type="checkbox"/> 事業承継(組合による組合員企業の事業承継支援) | <input type="checkbox"/> 労務管理 |
| <input type="checkbox"/> 事業承継(組合員企業のための進め方セミナー) | <input type="checkbox"/> 消費税 |
| <input type="checkbox"/> 組合BCP(組合による組合員企業BCP策定支援) | <input type="checkbox"/> 組合会計 |
| <input type="checkbox"/> 企業BCP(組合員企業のためのBCP策定セミナー) | <input type="checkbox"/> 組合税制 |
| <input type="checkbox"/> 組合ビジョン・事業計画の事例発表 | <input type="checkbox"/> 組合法一般 |
| <input type="checkbox"/> 組合事業活性化事例発表 | <input type="checkbox"/> 定款変更認可申請・登記申請 |
| <input type="checkbox"/> トラブル事例対応 | |
| <input type="checkbox"/> その他 () | |

ご協力ありがとうございました。